

東海北陸厚生局の事業年報

（令和7年度の活動の実績）

令和8年7月

厚生労働省 東海北陸厚生局

ホームページ <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/>



はじめに

東海北陸厚生局は、厚生労働省の地方支分部局として、全国に8か所設置されている厚生局及び厚生支局のうち、東海北陸6県域（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）における厚生労働行政の政策実施機関として、平成13年1月に設置されました。設置以来、東海北陸厚生局では厚生労働行政に関する国の各種施策のうち、医療、健康、福祉、年金、さらに麻薬や覚せい剤等取締などに関する業務を通じて、地域の皆さまの生活や暮らしが将来にわたって安全で安心なものとなるように取り組んでいます。

東海北陸厚生局の業務で国民の皆さまに身近なものとして、医療関係では保険医療機関・保険薬局の診療報酬の適正な請求の指導・監査、年金関係では年金記録の訂正、麻薬取締関係では薬物事犯の取締りなどがあります。

このほか、医師や歯科医師の臨床研修、再生医療等の安全性の確保、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく施設認定等、市町村における地域包括ケアシステムの構築支援、民生委員・児童委員や年金委員の委嘱といった事務をはじめとする多様な業務を行っています。

本書は、令和7年度に東海北陸厚生局が実施した業務の概要や実績等について、取りまとめたものです。国民の皆さまをはじめ、地方自治体や関係団体の皆さま方に、東海北陸厚生局の業務や活動について知っていただき理解を深める一助となれば幸いです。

ホームページ（<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/>）には、東海北陸厚生局パンフレット、保険医療機関等の指定状況等の情報に加え、東海北陸厚生局の最新の取組を紹介するフォトレポートも随時追加掲載していますので、あわせて参考にしてください。

今後とも、東海北陸厚生局が行う業務につきまして、皆さまのご支援とご協力を賜りますようよろしくお願いします。

目 次

第Ⅰ章 東海北陸厚生局の組織概要	1
1. 東海北陸厚生局の沿革	1
2. 組織体制	3
3. 東海北陸厚生局及び事務所の所在地・連絡先	4
第Ⅱ章 業務概要及び実績等	6
総務課	6
1. 行政文書・個人情報開示請求について	6
2. 国有財産の管理及び処分について	7
企画調整課	8
1. 地方社会保険医療協議会の運営について	8
2. 広報について	9
3. 「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」の募集について	11
4. 「国民の皆様の声」について	12
5. 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会について	12
年金指導課	13
1. 滞納処分等に係る認可について	13
2. 徴収職員及び収納職員の認可について	14
3. 立入検査等に係る認可について	14
4. 受給権者等に対する調査等に係る認可について	15
5. 厚生年金保険料等の納付の猶予に係る許可・不許可について	15
年金調整課	16
1. 社会保険労務士に関する業務について	16
2. 年金委員の委嘱等に関する業務について	17
3. 学生納付特例事務法人の指定等に関する業務について	18
4. 国民年金事務費交付金等に関する業務について	19
5. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務について	21
年金審査課	23
社会保険審査官	24
健康福祉課	25
1. 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等について	25
2. 各種補助金等の交付等について	26
3. 三種病原体等の所持又は輸入の届出等について	35
4. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱、表彰等について	37
5. 児童扶養手当支給事務指導監査について	38

6. 保護施設に対する指導監査について	39
7. 生活保護法施行事務監査について	40
8. 生活保護法の指定医療機関に対する指導検査について	41
9. 障害者自立支援等業務に関する実地指導について	42
10. 障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制整備の届出内容の確認（一般検査）業務について	43
11. 各種養成施設の指定又は認定及び監督について	44
12. 介護技術講習制度に係る講習会の届出審査について	45
13. 経営力向上計画に関する業務について	46
医事課	47
1. 健康危機管理について	47
2. 医療安全に関する取組の普及啓発について	47
3. 再生医療等の安全性の確保について	48
4. 臨床研究法について	49
5. 地域医療構想について	50
6. 災害時における医療の確保の支援について	51
7. 医師少数区域経験認定医師制度について	51
8. 医師の臨床研修について	52
9. 歯科医師の臨床研修について	53
10. 医師及び歯科医師の再教育研修について	54
11. 看護師の特定行為研修について	55
12. 医薬品等製造業許可等について	57
13. 心神喪失者等医療観察法について	57
食品衛生課	60
1. 輸出食品に係る業務について	60
2. 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督について	64
3. 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の表示の監視指導について	65
地域包括ケア推進課	66
1. 東海北陸厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営について	66
2. 地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援、情報共有について	66
3. 認知症施策の普及・啓発、実施状況の把握、情報共有について	67
4. 地域医療介護総合確保基金に関する業務について	68
5. 地域包括ケアシステムの推進支援について	68
6. 地域包括ケアシステムの普及・啓発について	69
7. 介護保険事業（支援）計画に関する業務について	70
8. 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の把握、支援について	70
9. 他省庁との連携による研修会等の開催について	71

10. 老人保健健康増進等事業について	72
保険年金課	73
1. 全国健康保険協会に係る業務について	73
2. 健康保険組合に係る業務について	74
3. 確定給付企業年金に係る業務について	75
4. 確定拠出年金（企業型）に係る業務について	77
管理課	78
1. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明に関する業務について	78
2. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明に関する業務について	79
3. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会が行う業務に係る助言、指導監督について	80
4. 後期高齢者医療広域連合が行う業務及び市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務の助言、指導監督について	81
5. 社会保険診療報酬支払基金が行う業務の監督について	82
医療課	83
1. 事務所等が行う業務に関する事務の指導及び監督について	83
2. 医療法に基づく立入検査について	84
調査課	86
1. 保険医療機関等に関する業務処理等を効率的に行うための情報の管理について	86
2. 指導部門が保有する情報の公開の調整について	88
3. 指導部門の訴訟に関する業務について	88
4. 保険医療機関等への医療保険制度の留意点等の周知について	88
指導監査課／事務所	90
1. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定について	90
2. 施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出等について	91
3. 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等に対する指導、監査について	92
4. 柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの登録及び承諾について	99
5. 柔道整復師の施術に係る療養費に関する指導、監査について	100
6. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いの承諾について	102
7. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する指導、監査について	103
8. 地方社会保険医療協議会部会の運営について	104

麻薬取締部	105
1. 薬物乱用防止のための啓発活動について	105
2. 再乱用防止対策について	106
3. 相談業務について	107
4. 薬物事犯の取締りについて	108
5. 麻薬取扱者・向精神薬営業者等に対する指導、監督について	109

第Ⅰ章 東海北陸厚生局の組織概要

1. 東海北陸厚生局の沿革

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日に厚生省と労働省が統合して厚生労働省が発足しました。これに伴い、地方の機関（地方支分部局）についてもブロック単位で統合化することにより、国の行政組織の減量効率化を図ることとなり、地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合し、さらに、厚生労働省から一部事務を移管して、全国に7局1支局1支所の地方厚生（支）局が設置されました。

東海北陸厚生局は、東海北陸地区6県域（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）において、国民の皆様にも最も身近な医療、健康、福祉、年金などの社会保障政策を実施する、厚生労働本省との連携を図りながら厚生行政の実効的な遂行に不可欠な地方支分部局として位置付けられた、地域における国の「政策実施機関」です。

【平成16年 4月～】

平成16年4月の国立病院・療養所の独立行政法人化に伴い、国立病院・療養所の運営・管理を所掌していた病院管理部が廃止（独立行政法人国立病院機構へ移行）され、また、厚生労働省からの移管事務の充実を図るため、健康福祉部の保健福祉課を廃止して、新たに健康課、福祉課、医事課を設置しました。

【平成20年10月～】

平成20年10月の社会保険庁の改革に伴い、これまで地方社会保険事務局に置かれていた地方社会保険医療協議会が地方厚生（支）局に置かれたほか、保険医療指導監査等の事務が移管されることに併せて、指導部門（管理課、医療指導課（現、医療課）、福祉指導課、指導監査課及び管内各県に事務所を設置）を設置しました。

また、養成施設指導体制の整備を図るため、健康課、福祉課を健康福祉課に統合するとともに、新たに指導養成課を設置しました。

【平成22年 1月～】

平成22年1月の社会保険庁の廃止により、地方社会保険事務局等から年金関係事務（行政事務とされたもの）の移管に伴って、新たに年金部門（年金指導課、年金調整課）及び社会保険審査官を設置しました。

【平成26年 4月～】

平成26年4月の組織改正により、指導養成課を健康福祉課に統合しました。

また、指導部門等における効率的・効果的な業務実施のために、調査課を新設しました。

【平成27年 4月～】

平成27年4月に被保険者等が厚生労働省に対して年金記録の訂正を求める制度が創設されたことに伴い、新たに地方年金記録訂正審議会が地方厚生（支）局に置かれたほか、年金審査課を新設しました。

【平成28年 4月～】

平成28年4月に地域包括ケアシステムの普及定着のため、地域包括ケア推進課を新設しました。

なお、社会福祉法人の指導等に関する事務・権限を地方公共団体へ移譲し、健康福祉課に業務を統合することにより、平成28年3月末に福祉指導課を廃止しました。

【令和4年 4月～】

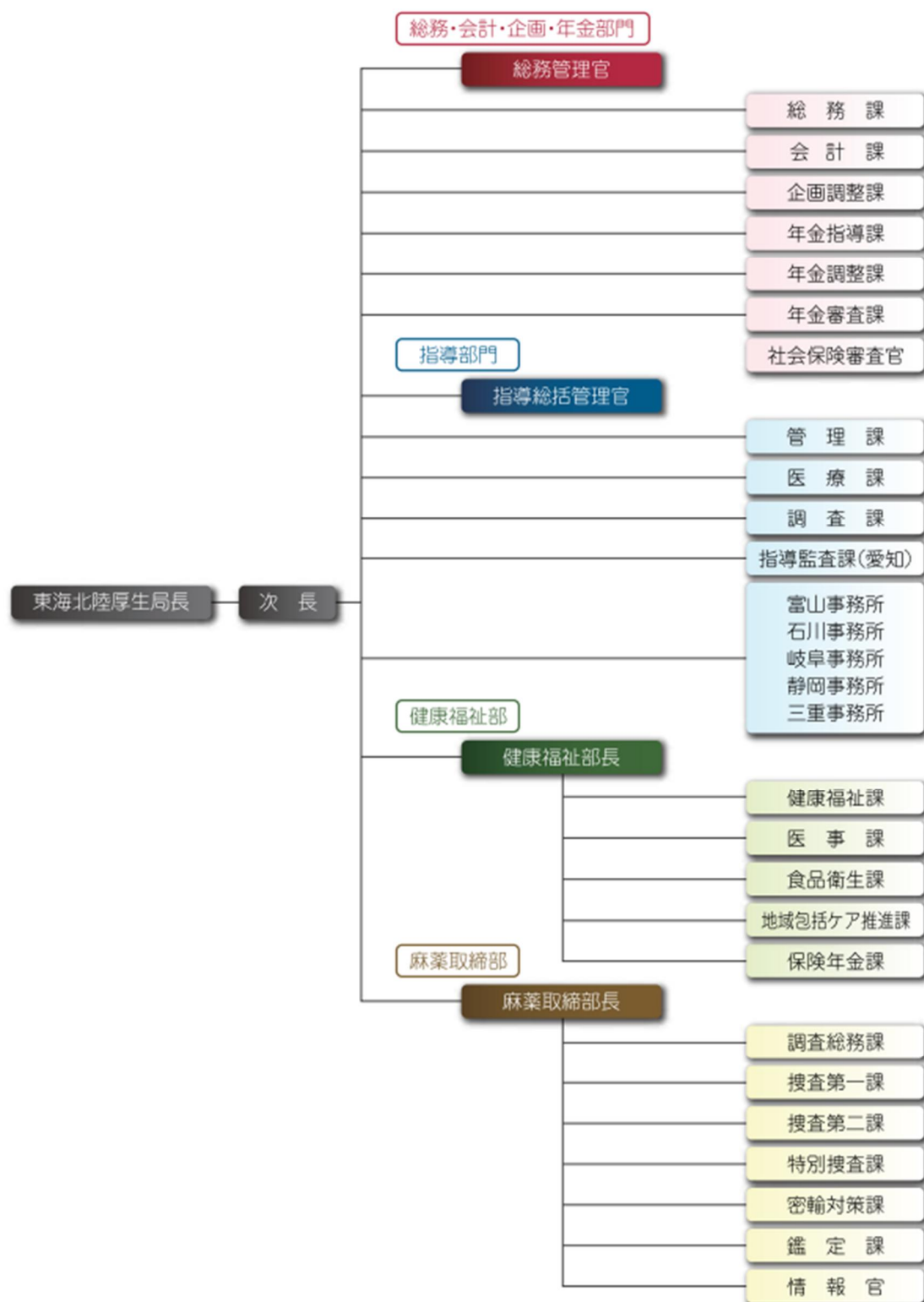
令和4年4月に麻薬取締部の密輸対策官を廃止し、密輸対策課を新設しました。

【令和8年 4月～】

会計業務の適正な執行体制の強化を図るため、総務課から切り離し、会計課を設置しました。

2. 組織体制

(令和8年7月現在)



3. 東海北陸厚生局及び事務所の所在地・連絡先

総務課・企画調整課・健康福祉部

〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館 3 階

部・課	電話	FAX
総務課	052-971-8831	052-971-8861
会計課	052-971-8848	052-971-8861
企画調整課	052-959-5860	052-971-8861
健康福祉部		
健康福祉課	052-959-2061	052-971-8841
医事課	052-971-8836	052-971-8876
食品衛生課	052-959-2836	052-959-2065
地域包括ケア推進課	052-959-2847	052-959-2848
保険年金課	052-959-2062	052-971-8865

年金指導課・年金調整課・年金審査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 8 階

部・課	電話	FAX
年金指導課	052-228-7168	052-228-7236
年金調整課	052-228-7169	052-228-7237
年金審査課	052-950-3790	052-950-3467

管理課・医療課・調査課・指導監査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 6 階

部・課	電話	FAX
管理課	052-228-6192	052-228-6237
医療課	052-228-6193	
調査課	052-228-6194	
指導監査課（愛知を管轄）	052-228-6179	

社会保険審査官

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 6 階

部・課	電話	FAX
社会保険審査官	0570-666-445	-

麻薬取締部

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 1 階

部	電話	FAX
麻薬取締部	052-951-6911	052-951-6876
麻薬・覚醒剤相談	052-961-7000	
許認可専用	052-951-0688	
薬物再乱用防止支援	052-951-6920	

事務所（富山・石川・岐阜・静岡・三重）

事務所	電話	FAX
富山事務所	076-439-6570	076-441-4041
	〒930-0085 富山市丸の内 1 丁目 5-13 富山丸の内合同庁舎 5 階	
石川事務所	076-210-5140	076-261-0848
	〒920-0024 金沢市西念 3 丁目 4-1 金沢駅西合同庁舎 7 階	
岐阜事務所	058-249-1822	058-247-0286
	〒500-8114 岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎 4 階	
静岡事務所	054-355-2015	054-351-3115
	〒424-0825 静岡市清水区松原町 2-15 清水合同庁舎 3 階	
三重事務所	059-213-3533	059-228-3588
	〒514-0033 津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階	

（愛知については指導監査課が管轄しています。）

第Ⅱ章 業務概要及び実績等

総務課

総務課は、東海北陸厚生局の総務事務（人事、給与、会計、福利厚生等）のほか、保有する行政文書等の開示請求に係る事務や国有財産の管理事務を行っています。

1. 行政文書・個人情報開示請求について

（１）概要

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」及び「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に基づき行政文書及び個人から自己の個人情報についての開示請求に係る事務を行っています。

（２）実績

令和７年度における実績は、次のとおりです。

○行政文書の開示

（単位：件）

前年度からの 繰越件数	令和7年度 開示請求件数	開示結果			翌年度への 繰越件数
		開示（部分開示含）	不開示	取り下げ	
78	84	114	0	2	46

○保有個人情報の開示

（単位：件）

前年度からの 繰越件数	令和7年度 開示請求件数	開示結果			翌年度への 繰越件数
		開示（部分開示含）	不開示	取り下げ	
0	12	11	0	0	1

2. 国有財産の管理及び処分について

(1) 概要

社会保険庁の廃止に伴い、平成22年1月から東海北陸厚生局管内の国有財産の引継を受け、次の国有財産の管理を行うとともに、売払等の手続きを進めています。

(2) 実績等

No	旧施設名	面積	令和7年度 入札結果	備 考
	所在地(地番)			
1	社会保険三島病院	1.66 ㎡	—	道路として 貸付中
	静岡県三島市南本町 431 番 21			
2	厚生保険国家公務員沼津宿舎	131.44 ㎡	不調	土地のみ
	静岡県沼津市大岡字久保 1110 番 11			
3	下田船員保険保養所	1,016.33 ㎡	—	工作物有り
	静岡県下田市柿崎字宮ノ背 1219 番 3 外			
4	船員保険清水駐在官事務所	181.32 ㎡	—	建物・工作物有り
	静岡県静岡市清水区秋吉町 307 番 4			
5	社会保険羽津病院職員住宅	54.92 ㎡	—	道路として 貸付中
	三重県四日市市大字西阿倉川字西山 1287 番 3 外			
6	尾鷲公務員宿舎	413.29 ㎡	不調	土地のみ
	三重県尾鷲市新田町 1371 番 5			

※ 「入札結果」欄の「落札」とは予定価格以上の応札があったもの、「不調」とは応札者がなかったもの及び無効となったものを表しています。

※ 東海財務局への売払事務委任分による入札を含みます。

企画調整課

企画調整課は、東海北陸厚生局の所掌事務に関する総合的な企画・立案や調整に加え、東海北陸地方社会保険医療協議会の運営等を行っています。

1. 地方社会保険医療協議会の運営について

(1) 概要

社会保険医療協議会法に基づき、東海北陸厚生局に東海北陸地方社会保険医療協議会を設置しています。

東海北陸地方社会保険医療協議会は、総会と管内6県に部会を設置しており、企画調整課及び各県事務所（愛知県においては指導監査課）が、それぞれの庶務を担当しています。企画調整課では、総会の開催や、協議会委員の改選に関する事務等を行っています。

ア 東海北陸地方社会保険医療協議会（総会）

保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消について、東海北陸厚生局長の諮問に依りて審議を行っております。

イ 東海北陸地方社会保険医療協議会（部会）

東海北陸厚生局管内の県ごとに設置された部会では、保険医療機関及び保険薬局の指定について、東海北陸厚生局長の諮問に依りて審議を行っております。

(2) 実績

令和7年度における総会の開催実績は次のとおりです。

開催日	審議事項等
令和7年度第1回総会 (令和7年8月5日)	・ 会長の選出について ・ 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について

なお、これまでに開催された「東海北陸地方社会保険医療協議会（総会）」の議事要旨は、東海北陸厚生局ホームページに掲載しています。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu_ka/kikaku/kaisai_jokyo.html)



令和7年度第1回東海北陸地方社会保険医療協議会総会の様子

2. 広報について

(1) 概要

事業対象者及び国民の皆様には東海北陸厚生局の事業についてできるだけ分かりやすく、一層ご理解を深めていただくため、厚生行政の情報を発信しています。

東海北陸厚生局から適時適切な情報発信及び広聴の活動を行い、国民の皆様とのコミュニケーションの充実を図ることを目的として、平成25年2月28日付で、東海北陸厚生局広報実施規程を制定し、「東海北陸厚生局広報委員会」を開催しています。

また、令和4年度より、Instagram 及び YouTube の公式アカウントを開設し、SNS を活用した広報活動を実施しています。

(2) 実績

ア 東海北陸厚生局パンフレット・事業年報の作成

最新版のパンフレット及び事業年報は、ホームページに掲載しています。

パンフレット：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/about/pamph/download.html>

事業年報：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00293.html

イ 東海北陸厚生局ホームページの管理

国民の皆様が知りたい情報、国民の皆様に知っていただきたい情報を、ホームページを通じて公表しています。

さらに、東海北陸厚生局の業務について国民の皆様に知っていただくため、フォトレポートを活用した取り組みの紹介を行っています。令和7年度は、22件のフォトレポートを掲載しました。フォトレポートは、以下 URL からご覧いただけます。

(<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/photo/index.html>)

ウ 東海北陸厚生局の Instagram 及び YouTube

東海北陸厚生局の Instagram 及び YouTube の公式アカウントは次のとおりです。

●東海北陸厚生局公式 Instagram

(https://www.instagram.com/kousei_toukaihokuriku)

●東海北陸厚生局 YouTube 公式チャンネル

(https://www.youtube.com/channel/UCE0Gnv_hZWknvojic6RTxaQ)

Instagram



YouTube



令和7年度に投稿した件数は次のとおりです。

	件 数
Instagram	37件
YouTube	29件

エ 令和7年度における広報委員会の開催実績は次のとおりです。

開催日	会議等
令和8年3月12日	令和7年度 広報委員会

3. 「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」の募集について

（１）概要

厚生行政に関して、東海北陸厚生局のホームページを活用し、国民の皆様から「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」を募集しています。

企画調整課においては、寄せられた「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」を受け付け、担当部署へ回送しています。

なお、「お問い合わせ（ご質問）」は、ご質問をいただいた方に対して速やかに回答するとともに、「ご意見・ご要望」については、今後の業務改善等の参考とさせていただきます。

（２）実績

令和７年度中にホームページに寄せられた「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」の件数は次のとおりです。

	件 数
ご意見・ご要望	281件
お問い合わせ（ご質問）	408件

4. 「国民の皆様の声」について

(1) 概要

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるため、厚生労働本省へ報告して業務改善に役立てています。

企画調整課においては、東海北陸厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の内容を取りまとめ、厚生労働本省の担当部局へ報告するとともに、東海北陸厚生局内の各課所の業務の参考となるよう情報の共有化を図っています。

(2) 実績

令和7年度において、東海北陸厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」について、厚生労働本省へ報告した件数は7件です。

「国民の皆様の声」を報告した部局〔厚生労働本省〕	件 数
保 険 局	6件
地 方 課	1件

5. 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会について

(1) 概要

南海トラフ地震対策中部圏戦略会議（事務局：国土交通省中部地方整備局）において、平成28年4月から災害医療部会が設置され、南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方及びそれを具現化するための検討が行われています。

企画調整課は、災害医療部会の事務局を担当しています。

(2) 実績

令和7年度における災害医療部会の活動実績は次のとおりです。

開催日	会議等
令和8年3月4日	第16回南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会

年金指導課

年金指導課は、日本年金機構が行う業務のうち、厚生労働大臣の権限が委任されている滞納処分や立入検査等に係る認可及び厚生年金保険料等の納付の猶予に係る許可に関する業務等を行っています。

また、これらの業務を円滑に実施するため、定期的に会議を開催するなど日本年金機構と協力・連携を行っています。

1. 滞納処分等に係る認可について

(1) 概要

日本年金機構が、厚生年金保険料等や国民年金保険料の滞納処分等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

(2) 実績

滞納処分等に係る認可

(ア) 厚生年金保険料等

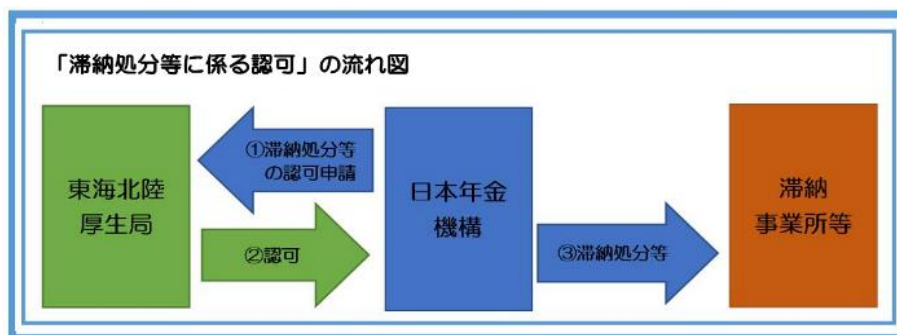
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可件数	161	171	76
対象事業所数(注)	117,693	145,699	160,888

(注) 同一事業所において複数の月を認可した場合は延べ数としています。

(イ) 国民年金保険料

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可件数	22	18	25
対象被保険者数(注)	11,067	12,536	13,958

(注) 同一被保険者において複数の月を認可した場合は延べ数としています。



2. 徴収職員及び収納職員の認可について

(1) 概要

日本年金機構において、滞納処分等を行う「徴収職員」及び保険料等の収納事務を行う「収納職員」は、厚生労働大臣の認可を受けて日本年金機構理事長が任命することとされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

(2) 実績

徴収職員及び収納職員の認可

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可件数	10	8	5
認可人数	113	116	112

3. 立入検査等に係る認可について

(1) 概要

日本年金機構が、厚生年金保険等の適用事業所に対する調査や未適用事業所に対する加入指導及び立入検査を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

(2) 実績

立入検査等に係る認可

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可件数	46	35	38
対象事業所数	129,111	114,119	147,180

4. 受給権者等に対する調査等に係る認可について

(1) 概要

日本年金機構が、受給権者等（年金受給権者や年金加入者）に対する調査等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

(2) 実績

受給権者等及び被保険者に関する調査等に係る認可

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可件数	1	3	1
対象者数	1	3	1

5. 厚生年金保険料等の納付の猶予に係る許可・不許可について

(1) 概要

厚生年金保険料等の納付義務者である事業主が、以下の事由に該当する場合、日本年金機構を経由して、保険料等の納付の猶予を厚生労働大臣に申請することができます。東海北陸厚生局では、この申請の審査を行っています。

- ① 災害により、その財産に相当な損失を受けた場合
- ② 災害を受け、若しくは病気にかかり、又は事業の休廃止をした等の事実があり、納付すべき厚生年金保険料等を一時に納付できないと認められる場合
- ③ 届出遅延により生じた厚生年金保険料等を一時に納付できないと認められる理由があるとき

(2) 実績

厚生年金保険料等の納付の猶予に係る許可及び不許可

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
許可件数	0	10	64
不許可件数	0	0	1

※令和6年度及び令和7年度は、令和6年能登半島地震の影響により、申請件数が増加

年金調整課

年金調整課は、社会保険労務士に関する業務（社会保険諸法令に関するもの）、年金委員の委嘱等に関する業務、学生納付特例事務法人の指定等に関する業務、市町村に交付する国民年金事務費交付金等に関する業務等を行っています。

1. 社会保険労務士に関する業務について

（1）概要

社会保険労務士は、労働・社会保険諸法令に基づいて、行政機関に提出する書類等の作成・提出代行や労働保険・社会保険に関する相談等を行う労働・社会保険の問題の専門家で、国家資格を有する者です（社会保険労務士法第2条、第3条）。

東海北陸厚生局では、社会保険諸法令に関するものについて、社会保険労務士に対する指導・監督のために、社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会からの通知の受理や、社会保険労務士に対する報告徴収及び検査等の業務を行っています。

（2）実績（令和7年度）

ア 社会保険労務士の懲戒処分に係る不正に関する通知等の受理

社会保険労務士の不正に関して通知等を受理した事案はありませんでした。

イ 各県社会保険労務士会通常総会への出席

管内6県社会保険労務士会通常総会に出席し、社会保険制度の円滑な運営への協力を依頼しました。

＜参考＞ 社会保険労務士会の会員等の状況（令和8年3月31日現在）

	会 員	社会保険労務士法人
富 山 県	317 人	21 法人
石 川 県	357	21
岐 阜 県	612	33
静 岡 県	1,106	99
愛 知 県	3,002	178
三 重 県	466	21
計	5,860	373

※ 社会保険労務士法人とは、社会保険労務士法に基づき設立された法人

2. 年金委員の委嘱等に関する業務について

(1) 概要

年金委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、会社や地域において政府管掌年金事業の適用、給付、保険料その他の事項について啓発、相談及び助言等の活動を行うことで、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的に設置されています（日本年金機構法第30条）。

また、年金委員は、厚生年金保険適用事業所（職場）で活動していただく「職域型」と、主に市町村の地域で活動していただく「地域型」に区分されています。

東海北陸厚生局では、管内の厚生年金保険適用事業所の事業主や市町村等から推薦のあった方が年金委員として活動していただくために、年金委員の委嘱に関する審査・決定及び委嘱状の交付等の業務を行っています。

(2) 実績（令和7年度）

ア 委嘱状況

令和7年度に年金委員として1,935名の方を委嘱しました。

イ 年金委員証明書の交付

地域型の年金委員を委嘱した方等に年金委員証明書414件を交付しました。

ウ 年金委員功労者の表彰

年金委員として永年ご尽力いただいた10名の方について、年金委員功労者として厚生労働大臣表彰を行いました。

<参考>

年金委員の委嘱状況（令和8年3月31日現在）（単位：人）

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計
富山県	2,120	85	2,205	2,088	70	2,158	2,053	88	2,141
石川県	1,493	125	1,618	1,532	93	1,625	1,565	102	1,667
岐阜県	2,523	108	2,631	2,576	109	2,685	2,640	129	2,769
静岡県	5,155	189	5,344	5,197	165	5,362	5,190	195	5,385
愛知県	5,212	199	5,411	5,389	185	5,574	5,677	269	5,946
三重県	1,563	122	1,685	1,619	106	1,725	1,695	131	1,826
計	18,066	828	18,894	18,401	728	19,129	18,820	914	19,734

年金委員功労者厚生労働大臣表彰の状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
富 山 県	2 人	1 人	1 人
石 川 県	1	1	1
岐 阜 県	2	—	2
静 岡 県	3	3	3
愛 知 県	3	1	3
三 重 県	—	1	—
計	11	7	10

3. 学生納付特例事務法人の指定等に関する業務について

(1) 概要

日本国内に住むすべての20歳以上の方は、国民年金に加入し、保険料を納付することになりますが、学生については、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」（以下「学特制度」といいます。）が設けられています（国民年金法第90条の3）。

学特制度を利用するためには、市町村等の窓口またはマイナポータルによる学生本人の申請が必要ですが、学生が申請しやすい環境を整備し、年金受給権を確保する観点から、大学や専門学校等が学生からの委託を受けて申請を代行できる「学生納付特例事務法人（以下「学特事務法人」といいます。）」制度が設けられています（国民年金法第109条の2の2）。

東海北陸厚生局では、学生が学特制度を利用しやすい環境を整備するために、管内の大学や専門学校等からの申請に基づく学特事務法人の指定等の業務を行っています。

(2) 実績（令和7年度）

ア 学特事務法人の指定

学特事務法人を新たに3件指定しました。

イ 学特事務法人指定への協力要請

管内247の大学や専門学校等に対して、学特制度の周知及び学特事務法人の指定に関する案内文書を送付し、協力要請を行いました。

〈参考〉

学生納付特例事務法人等の指定状況（令和8年3月31日現在）

	学生納付特例 事 務 法 人	代 行 事 務 を 行 う 学 校		
			学 特 事 務 法人の学校	学生納付特例 事 務 取 扱 教育施設（※）
富 山 県	1	3	3	—
石 川 県	6	11	10	1
岐 阜 県	4	9	6	3
静 岡 県	10	18	16	2
愛 知 県	25	53	52	1
三 重 県	4	6	5	1
計	50	100	92	8

※ 国及び地方公共団体等が設置する学校で、代行事務を行う申出をした学校

4. 国民年金事務費交付金等に関する業務について

（1）概要

国民年金事務費交付金等は、法令によって市町村が行う国民年金等の事務（届出の受理等）の処理に必要な費用について、国（厚生労働省）が市町村に対して交付するものです（国民年金法第86条）。

国民年金事務費交付金等は、地方自治法に定める地方公共団体の事務である「法定受託事務」のほかに、地方自治法には定められていませんが、市町村が日本年金機構と協力・連携して行う「協力・連携事務」についても交付されます。

東海北陸厚生局では、この国民年金等事務交付金等の市町村への交付にあたり、市町村から提出される国民年金事務費交付金等に係る交付申請書の内容審査及び厚生労働本省への提出等の業務を行っています。

（2）実績（令和7年度）

ア 交付申請

管内の全市町村（194 市町村）について、令和 7 年度分の国民年金事務費交付金等の概算交付及び精算交付に係る申請書の審査を行い、厚生労働本省に申請書を提出しました。

イ 決算審査・報告

管内の全市町村（194 市町村）について、令和 6 年度分の国民年金等事務費に係る決算報告書の審査を行い、厚生労働本省に報告しました。

また、18 市町村に実際に赴き、国民年金事務費交付金等が適正に使用されているかを確認する決算実地審査を行いました。

ウ 協力・連携計画書の審査・報告

管内の全市町村（194 市町村）について、令和 7 年度に市町村が行う協力・連携事務に係る計画書の審査を行い、厚生労働本省に協力・連携事務に係る費用を報告しました。

〈参考〉

国民年金事務費交付金等の交付状況

（単位：千円）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
富 山 県 15 市町村	交付金額	157,466	154,059	162,391
	法定受託事務分	136,708	132,943	139,945
	協力・連携事務分	20,758	21,116	22,446
石 川 県 19 市町村	交付金額	228,851	226,044	235,570
	法定受託事務分	200,874	198,417	208,886
	協力・連携事務分	27,977	27,627	26,684
岐 阜 県 42 市町村	交付金額	418,060	420,217	421,963
	法定受託事務分	355,145	358,717	364,286
	協力・連携事務分	62,915	61,500	57,677
静 岡 県 35 市町村	交付金額	787,811	782,604	779,724
	法定受託事務分	685,128	684,150	683,492
	協力・連携事務分	102,684	98,453	96,231
愛 知 県 54 市町村	交付金額	1,735,375	1,697,221	1,672,820
	法定受託事務分	1,466,940	1,431,050	1,413,275
	協力・連携事務分	268,435	266,171	259,545

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
三重県 29市町村	交付金額	340,530	341,997	334,536
	法定受託事務分	296,743	299,337	294,708
	協力・連携事務分	43,787	42,660	39,828
計 194市町村	交付金額	3,668,094	3,622,142	3,607,004
	法定受託事務分	3,141,538	3,104,614	3,104,593
	協力・連携事務分	526,556	517,528	502,411

※ 千円未満四捨五入

5. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務について

(1) 概要

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金（以下「給付金事務交付金」といいます。）は、法令によって市町村が行う年金生活者支援給付金（以下「給付金」といいます。）の事務（届出の受理等）の処理に必要な費用について、国（厚生労働省）が市町村に対して交付するものです（年金生活者支援給付金の支給に関する法律第27条）。

給付金事務交付金は、地方自治法に定める地方公共団体の事務である「法定受託事務」のほかに、地方自治法には定められていませんが、市町村が日本年金機構と協力・連携して行う「協力・連携事務」についても交付されます。

東海北陸厚生局では、この給付金事務交付金の交付にあたり、市町村から提出される給付金事務交付金に係る交付申請書の内容審査及び厚生労働本省への提出等の業務を行っています。

(2) 実績（令和7年度）

ア 交付申請

管内の全市町村（194市町村）について、令和7年度分の給付金事務交付金の交付に係る申請書の審査を行い、厚生労働本省に申請書を提出しました。

イ 決算審査・報告

管内の全市町村（194市町村）について、令和6年度分の給付金事務費に係る決算報告書の審査を行い、厚生労働本省に報告しました。

また、18市町村に実際に赴き、給付金事務交付金が適正に使用されているかを確認する決算実地審査を行いました。

〈参考〉

給付金事務交付金の交付状況

(単位：千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
富山県 15市町村	交付金額	2,992	2,717	2,856
	法定受託事務分	2,922	2,610	2,719
	協力・連携事務分	71	107	137
石川県 19市町村	交付金額	5,286	4,730	4,650
	法定受託事務分	5,015	4,413	4,239
	協力・連携事務分	271	317	411
岐阜県 42市町村	交付金額	12,411	10,811	10,263
	法定受託事務分	11,856	9,500	9,218
	協力・連携事務分	555	1,312	1,046
静岡県 35市町村	交付金額	20,062	17,007	16,789
	法定受託事務分	19,446	16,225	15,919
	協力・連携事務分	615	782	870
愛知県 54市町村	交付金額	34,356	31,539	32,682
	法定受託事務分	32,840	29,592	30,252
	協力・連携事務分	1,516	1,947	2,430
三重県 29市町村	交付金額	9,164	8,071	8,141
	法定受託事務分	8,611	7,483	7,312
	協力・連携事務分	552	588	830
計 194市町村	交付金額	84,271	74,876	75,383
	法定受託事務分	80,690	69,823	69,658
	協力・連携事務分	3,581	5,053	5,724

※ 千円未満四捨五入

年金審査課

年金審査課は、被保険者等からの年金記録の訂正請求を受け、関係する法人や行政機関などへの調査や関連資料の収集を行い、東海北陸地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、年金記録の訂正・不訂正を決定しています。

1. 概要

年金に加入していた期間や保険料の納付状況など、国の年金記録が事実と異なる場合、将来受け取る年金額が少なくなることがあります。そのため、記録に誤りがあると思われる場合は、年金記録の訂正請求を行うことができます。

東海北陸厚生局では、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に係る年金記録の訂正請求事案の調査を行うとともに、有識者で構成される東海北陸地方年金記録訂正審議会への諮問・答申に関する事務及び当該審議会の運営を行っています。

2. 実績

(1) 訂正請求受付状況（令和7年度）（単位：件）

国民年金	28
厚生年金保険	1,000
計	1,028

(2) 処理状況（令和7年度）（単位：件）

	処理件数						
		東海北陸厚生局で処理				日本年金機構で記録訂正	取下げ等
			訂正決定	不訂正決定	請求却下		
国民年金	24	22	2	20	0	0	2
厚生年金保険	815	60	46	14	0	720	35
合 計	839	82	48	34	0	720	37

社会保険審査官

1. 概要

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき設置され、厚生労働大臣から任命された独立した機関（全国78名）として、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が決定した処分に対する審査請求の事件について、審理を行っています。

- ・被保険者資格に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・標準報酬に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・保険給付に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・国民年金の保険料に関する処分、その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理

2. 実績

（1）審査請求取扱状況 （単位：件）

受付（※）	1,094
取下（受付後に審査請求人から取下申出があった件数）	51
移送（受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官へ送付した件数）	21
決定（審査官が決定した件数。内訳は「決定状況」のとおり）	723

（※）受付件数のうち、前年度からの繰り越し分は327件です。

（2）決定状況 （単位：件）

	容 認	棄 却	却 下	計
健 康 保 険	6	102	2	110
船 員 保 険	0	0	0	0
厚 生 年 金	3	319	13	335
国 民 年 金	5	262	11	278
合 計	14	683	26	723

健康福祉課

健康福祉課は、生活保護法に基づく指定医療機関等の指定、各種補助金等の交付に関する業務、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱等に関する業務、各種養成施設の指定及び指導調査、経営力向上計画に関する業務等を行っています。

1. 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等について

(1) 概要

生活保護法に基づき困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者に対し、国の責任において医療などの給付を行う医療機関等（病院、診療所、薬局、介護老人福祉施設など）を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

東海北陸厚生局では、上記のうち管内6県に所在する国が開設する医療機関等の指定や変更届の受理などを行っています。

（一口メモ）～公費負担医療～

公衆衛生や社会福祉の観点から国などが特定の対象者に対して、公費によって医療に関する給付を行う制度をいいます。

（各年度3月31日現在）

指定医療機関数		
令和5年度	令和6年度	令和7年度
37	37	37

※ 国の開設する介護機関（介護老人福祉施設など）の指定はありません。

(2) 実績

（単位：件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活保護指定医療機関			
新規指定	0	0	1
指定の更新	18	7	0
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理	15	25	3
指定辞退の申出の受理	0	0	0
計	33	32	4

（注）令和7年度の新規指定1件は名称及び住所の変更に伴うものであることから、指定医療機関数は令和6年度と同数である。

2. 各種補助金等の交付等について

2-1 施設整備等に係る補助金、交付金の交付

(1) 概要

平成16年度から施設・設備整備に係る補助金などの交付業務を行っており、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

(2) 実績

補助金等名	交 付 目 的	令和7年度 交付件数及び交付額
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	保健衛生施設等の施設及び設備の整備に必要な経費の一部を補助することにより、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。 (※) 法令根拠：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条及び第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条	【施設整備】 交付件数 5件 交 付 額 99,454 千円 【設備整備】 交付件数 40件 交 付 額 415,077 千円
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	市町村等が作成した整備計画に基づく事業の実施に必要な経費の一部を交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備を推進する。 (※) 法令根拠：介護保険法等	交付件数 152件 交 付 額 1,329,719 千円
次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等の施設の整備に対して、その経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進する。 (※) 法令根拠：次世代育成支援対策推進法第11条	交付件数 59件 交 付 額 1,725,168 千円

補助金等名	交 付 目 的	令和7年度 交付件数及び交付額
就学前教育・保育施設整備交付金	市町村が作成した保育所、認定こども園等の整備計画に基づく事業の実施に必要な経費の一部を交付することにより、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。 (※) 法令根拠：児童福祉法等	交付件数 187 件 交 付 額 11,585,685 千円
子ども・子育て支援施設整備交付金	「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。 (1) 放課後児童クラブ整備費 子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。 (2) 病児保育施設整備費 病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。 (※) 法令根拠：子ども・子育て支援法等	交付件数 69 件 交 付 額 1,119,539 千円
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	社会福祉法人等が整備する障害福祉サービス事業所等の整備に対して、その費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。 (※) 法令根拠：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等	交付件数 43 件 交 付 額 2,183,685 千円

2-2 義務的経費に係る補助金等の交付

(1) 概要

平成15年度から義務的経費に係る補助金などの交付業務を行っており、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

(一〇メモ) ～義務的経費～

国又は地方自治体の歳出のうち、支出することが制度的に法令で義務づけられている経費のことをいいます。

(2) 実績

補助金等名	交 付 目 的	令和7年度 交付先及び交付額
結核医療費国庫負担金	県、指定都市、中核市及び保健所を設置する市が行う結核による入院患者の医療に要する費用等の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。 (※) 法令根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条第2項	交付先 6県11市 交付額 215,898千円
結核医療費国庫補助金	県、指定都市、中核市及び保健所を設置する市が行う結核による一般患者の医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。 (※) 法令根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条第2項	交付先 6県11市 交付額 22,084千円

補助金等名	交 付 目 的	令和 7 年度 交付先及び交付額
原爆被爆者手当交付金	県が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図る。 (※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第3項	交付先 6 県 交付額 963,205 千円
原爆被爆者葬祭料交付金	県が行う原爆被爆者葬祭料を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげる。 (※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第3項	交付先 6 県 交付額 49,977 千円
原爆被爆者健康診断費交付金	県が行う原爆被爆者の健康診断に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図る。 (※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第2項	交付先 6 県 交付額 15,118 千円

補助金等名	交 付 目 的	令和 7 年度 交付先及び交付額
児童扶養手当給付費 国庫負担金	県又は市町村が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図る。 (※) 法令根拠： 児童扶養手当法第21条	交付先 6 県 118 市町 交付額 16,232,153 千円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	県又は市町村が行う特別児童扶養手当の支給に係る事務処理に必要な費用の全部を交付することにより、当該制度の円滑な運営を図る。 (※) 法令根拠： 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条	交付先 6 県 194 市町 交付額 195,098 千円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	県又は市町村が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る。 (※) 法令根拠： 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第25条	交付先 6 県 118 市町 交付額 6,048,500 千円
女性支援費国庫負担金・補助金	県が行う女性相談支援センターでの一時保護、女性自立支援施設での自立支援等の事業に対して、その費用の一部を負担（補助）することにより、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るとともに、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図る。	交付先 6 県 交付額 【負担金】 78,040 千円 【補助金】 199,966 千円

補助金等名	交 付 目 的	令和 7 年度 交付先及び交付額
	(※) 法令根拠：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第22条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条第1項	
児童入所施設措置費等 国庫負担金	県又は市町村が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図る。 (※) 法令根拠：児童福祉法第53条	交付先 6 県 100 市町 交付額 【保護費負担金】 17,662,725 千円 【保護医療費負担】 578,375 千円

2-3 その他予算補助

(1) 概要

補助金等（補助金、負担金、交付金をいう）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、各補助金等交付要綱に基づき、交付額の決定及び確定の処理を標準処理期間内に実施

補助金等名	交 付 目 的	令和 7 年度 交付先及び交付額
子どものための教育・保育給付交付金	子ども・子育て支援法の規定に基づき、市区町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援する。	交付先 6 県 185 市町 交付額 172,288,741 千円
子育てのための施設等利用給付交付金	子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援する。	交付先 6 県 167 市町 交付額 10,620,122 千円

補助金等名	交 付 目 的	令和 7 年度 交付先及び交付額
子どものための教育・保育給付費補助金	この交付金は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村 が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援する。	令和 7 年度交付実績なし
子ども・子育て支援交付金	地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。	交付先 144 市町村 交付額 18,434,226 千円

2-4 災害復旧費国庫補助金

(1) 概要

社会福祉施設等が、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた場合における当該施設の災害復旧事業に対して、その費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の確保を図っています。

(2) 実績

令和 7 年度は、「令和 6 年能登半島地震」、「令和 7 年 8 月 5 日から 9 月 21 日までの間の豪雨及び暴風雨」等による被害について、調査（査定）を実施し、補助を行いました。

○災害復旧費の執行状況

施設種別	令和 7 年度 交付施設数	令和 7 年度 交付額
保健衛生施設等	2 件	113,536 千円
社会福祉施設等 (高齢者施設)	161 件	1,511,211 千円
社会福祉施設等 (障害者施設)	22 件	124,509 千円
児童福祉施設等	76 件	315,506 千円
計	261 件	2,064,762 千円

（３）その他

～ 令和６年能登半島地震等災害復旧費国庫補助金の交付に関する業務 ～

「令和６年能登半島地震」による被災について、保健衛生施設等、社会福祉施設等及び児童福祉施設等を合わせて、概ね 650 施設（管内自治体からの報告）から被災報告がありました。

①実地調査の迅速化・効率化

厚生労働本省から令和６年４月 25 日付で「令和６年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて」が通知され、以降、机上調査対象が段階的に拡大されるなど、調査の実施にあたり簡素化が図られました。

また、災害復旧事業に係る補助協議額の算出に当たって用いる現地適正単価（複数業者（最低２社以上）から見積書を徴収し、その中で最も安価な金額）について、通知に定める条件に該当する場合は、自治体了承のもと１社見積もりでも協議可能とされました。

さらに、令和６年８月、厚生労働本省及びこども家庭庁より通知が発出され、同通知による条件を満たす場合の机上調査について、リモートによる調査ができることとされ、令和７年度にはリモートによる調査を 45 件実施しました。

②実地調査の実施

関係自治体（富山県、富山市、石川県、金沢市）及び北陸財務局との調整の結果、令和６年６月から県庁（市役所）会議室及び現地（被災施設）において実地調査を開始しました。

実地調査を担当する査定班の構成は、局内から調査官 1 名、全国の厚生（支）局から補助者 1 名の計 2 名体制を基本とし、毎週 2 班派遣しました。

③令和６年能登半島地震による災害復旧費の執行状況

施設種別	令和６年度 交付件数（交付額）	令和７年度 交付件数（交付額）
保健衛生施設等	12件 （135,706千円）	1件 （3,947千円）
社会福祉施設等 （高齢者施設）	85件 （339,908千円）	159件 （1,510,082千円）
社会福祉施設等 （障害者施設）	52件 （122,997千円）	18件 （109,942千円）
児童福祉施設等	72件 （ 95,777千円）	72件 （314,925千円）
計	221件 （694,388千円）	250件 （1,938,896千円）

2-5 財産処分に関する業務

(1) 概要

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合

(※) は、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

(※) 補助金等の交付の目的に反して使用する、譲渡する、交換する、貸し付ける、担保に供する、取り壊すことなどをいいます。

東海北陸厚生局では、平成16年度から、国庫補助金を受けた社会福祉施設や保健衛生施設がその財産を処分する際の承認や、処分に係る報告書の受理などを行っています。

(2) 実績

(単位：件)

区分	処理件数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
転用	39	12	5
譲渡	27	23	6
貸付	15	16	12
担保	9	4	2
取壊し・廃棄	25	6	2
計	115	61	27

3. 三種病原体等の所持又は輸入の届出等について

3-1 三種病原体等の所持又は輸入の届出

(1) 概要

病原体等が生物テロに使用された場合の国民への生命や健康に与える影響などを踏まえて、それらを所持する場合や輸入する場合には、届出を行うとともに適正に管理することとされています。

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者や輸入者から、その所持や輸入の届出、変更の届出の受理に関する業務を行っています。

(※) 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(一口メモ) ～病原体等～

病原体等とは、感染症の病原体のほかに毒素（感染症の病原体によってつくられる物質であって、人の体内に入った場合に、人を発病させ、又は死亡させるものをいいます。）のことをいいます。病原体や細菌の病原性、国民の生命及び健康に対する影響に応じて、一種病原体等から四種病原体等まで特定病原体等として分類されています。

(2) 実績

(単位：件)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
所持又は輸入の届出の受理	0	0	0
所持又は輸入の変更届出の受理	7	11	1
不所持届の受理	2	0	2
計	9	11	3

3-2 検査

(1) 概要

特定病原体等を所持する場合には、その区分に応じて施設、保管、使用、運搬、滅菌などに関する基準の遵守が定められています。

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者を対象に、三種病原体等の取扱いや施設の基準の遵守状況を確認するため、適宜、立入検査を行っています。

また、立入施設が四種病原体等を併せて所持している場合は、その所持状況についても検査を行っています。

(※) 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(2) 実績

ア 検査の実績

(単位：件)

令和5年度	令和6年度	令和7年度
5	4	2

イ 令和7年度の主な指導事項及び件数

指導事項	内 容	件 数
設 備	・機器の点検の記録を適切に残し、業者点検の記録を確認した形跡を残すこと	1
帳 簿	・三種病原体等の使用、保管、滅菌等に係る帳簿を整備し適切に記録を残すこと。	2

4. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱、表彰等について

(1) 概要

民生委員や児童委員は、県知事（指定都市、中核市の長を含みます。以下「県知事等」といいます。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱しています。

また、児童委員の中から、県知事等の推薦によって厚生労働大臣が主任児童委員を指名しています。

さらに、多年にわたり社会福祉の増進に貢献された民生委員や児童委員に対し、厚生労働大臣から感謝状の授与や表彰が行われます。

東海北陸厚生局では、管内6県に係る民生委員や児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名や厚生労働大臣感謝状などの授与の業務を行っています。

（※）根拠法令：民生委員法、児童福祉法

（一口メモ）～民生委員・児童委員・主任児童委員～

民生委員・児童委員とは、地域住民の立場に立って相談や援助を行うとともに、福祉事務所などの関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事する方々です。また、民生委員は、児童委員を兼務しています。

児童委員のうち主任児童委員は、児童相談所などの関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員や児童委員の任期は3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われます。直近では、令和7年に一斉改選が行われ、その任期は令和10年11月30日までとなっています。

(2) 実績

（単位：人、団体）

区 分	事務処理件数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
民生委員・児童委員の委嘱	724	524	32,801
民生委員・児童委員の解嘱	663	596	434
主任児童委員の指名	64	51	3,272
主任児童委員の解除	5	3	3
厚生労働大臣感謝状の授与	189	177	7,750
厚生労働大臣表彰状の授与	63	59	881

5. 児童扶養手当支給事務指導監査について

(1) 概要

各県・市が行う児童扶養手当支給に関する事務の円滑な実施の確保を図ることを目的として児童扶養手当の支給事務に関する指導監査を実施しています。

東海北陸厚生局では、各県は3年に1回程度、市及び福祉事務所を設置する町村は6年に1回程度の頻度により監査を行っています。

(※) 根拠法令：地方自治法第245条の4

(一口メモ) ～児童扶養手当～

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

(2) 実績

ア 監査の実績

令和5年度	令和6年度	令和7年度
2県14市	14市	1県15市

イ 令和7年度の主な指導事項及び件数

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
主管課の業務体制の状況	0	0	0
関係機関等との連携の状況	0	0	0
広報の状況	0	0	0
規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、 整理及び保管状況	0	10	10
認定請求書受理の状況	1	2	3
認定請求書の審査及び決定の状況	9	27	36
現況届の処理状況	2	10	12
一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置 に係る事務処理の状況	0	10	10
受給資格喪失者に係る事務処理状況	1	2	3
その他	0	11	11
合 計	13	72	85

6. 保護施設に対する指導監査について

(1) 概要

保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、保護施設に対する指導監査や、地方自治体が行う保護施設に対する指導監査の実施状況に対する技術的助言を実施しています。

東海北陸厚生局では、管内の県及び指定都市、中核市が設置する保護施設（4施設）を対象として、概ね3年に1回の頻度で実地による監査を行っています。

（※）根拠法令：生活保護法第23条第1項、地方自治法第245条の4

（一口メモ）～保護施設～

保護施設とは、生活保護法第38条の規定に基づく、「救護施設」、「更生施設」、「授産施設」、「宿所提供施設」のことをいいます。

(2) 実績

ア 監査の実績

（単位：施設）

令和5年度	令和6年度	令和7年度
3	0	1

イ 令和7年度の主な指摘事項及び件数

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
労働時間の短縮等労働条件の改善	0	1	1
職員研修等資質向上対策	1	0	1
医学的管理（薬の管理）	0	1	1
感染症、非常災害時に備えた研修等	1	0	1
合 計	2	2	4

7. 生活保護法施行事務監査について

(1) 概要

生活保護制度における他法他施策の優先原理の徹底を図ること等を目的として、生活保護法施行事務に関する監査を行っています。

東海北陸厚生局では、管内の県及び指定都市、中核市を対象に自立支援医療（更生医療）の優先適用や向精神薬における重複処方状況に関する監査を実施しています。

（一〇メモ）～生活保護制度における他法他施策の優先～

生活保護制度の目的は、資産、能力などのすべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施することです。このため、年金や手当など他の制度で給付を受けることができる制度がある場合（自立支援医療（更生医療）など）は、生活保護法による保護に優先しその制度を活用しなければなりません。

(2) 実績

ア 監査時の確認件数

（単位：件）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
向精神薬における 重複処方の確認件数	316	267	265

イ 被保護者に対して向精神薬が重複して処方されていた理由

- 被保護者が異なる疾病で複数の医療機関を受診し、同一効能の向精神薬を処方されていたため。
- 従来受診している医療機関から向精神薬を処方されていた被保護者が、医療機関を切り替えた際に一時的に重複処方となったため。
- 頓服薬として使用されており、最初に処方された分を消費後に追加で処方されたため。
- 病院の長期休暇により一時的に重複処方になったため。

ウ 被保護者に対して自立支援医療（更生医療）が適用されていない主な理由

- 被保護者が更生医療指定病院以外の医療機関を受診していたため。
- 被保護者が更生医療指定病院から緊急搬送された医療機関への指定換えをしなかったため。
- 被保護者が更生医療の申請手続き中であったため。
- 更生医療の認定を受けているにもかかわらず、被保護者が医療機関に更生医療受給者証を提示していなかったため。

8. 生活保護法の指定医療機関に対する指導検査について

(1) 概要

平成26年7月の改正生活保護法の施行に伴い、生活保護法に基づき指定された医療機関に対して、国（地方厚生局）と地方自治体による共同指導検査の実施が可能となりました。

東海北陸厚生局では、平成26年度から生活保護法指定医療機関において診療方針及び診療報酬の請求等を適正に行えるように、管内地方自治体と共同して個別指導を実施しています。

(2) 実績

（単位：件）

令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	1	1

（一口メモ）～生活保護法に基づく指定医療機関～

生活保護法の指定医療機関とは、生活保護法第49条に基づき、厚生労働大臣（国が開設した病院若しくは診療所又は薬局等）、都道府県知事（その他の病院若しくは診療所又は薬局等）が生活保護法に基づく医療を担当させるために指定した医療機関のことをいいます。

9. 障害者自立支援等業務に関する実地指導について

(1) 概要

障害者自立支援等業務の円滑かつ適正な実施を図るため、県が行う障害福祉サービス事業者などの指定事務や指導監査、市町村に対する指導などの状況について、実地により聴取し、助言などを行っています。

(※) 根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条第3項
地方自治法第245条の4

(一口メモ) ～障害者自立支援等業務～

障害者自立支援等業務とは、

- ・介護給付費（ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等）、訓練等給付費（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費、補装具及び障害児通所給付費等の支給決定業務
- ・移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援など市町村又は都道府県が行う障害者などへの自立支援に関する業務のことをいいます。

(2) 実績

ア 実施件数

(単位：県・市)

令和5年度	令和6年度	令和7年度
2	2	—

※厚生局としての業務は令和6年度まで

10. 障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制整備の届出内容の確認（一般検査）業務について

（１）概要

障害福祉サービス事業者等は、法令遵守のための業務管理体制を整備すること及びそれに関する事項を記載した届出書を関係行政機関（国、都道府県、市町村）に届け出ることが義務付けられています。

平成２９年度から国に届出のあった東海北陸管内の事業者を対象に、業務管理体制の整備・運用状況を確認するための検査を定期的に行っています。（一般検査）

また、都道府県知事からの要請を受けて業務管理体制の整備等についての検査を実施しています。（特別検査）

（※）根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法

（２）検査実績

① 一般検査

（単位：件）

令和５年度	令和６年度	令和７年度
4	6	—

② 特別検査

令和５年度	令和６年度	令和７年度
2	0	—

※厚生局としての業務は令和６年度まで

11. 各種養成施設の指定又は認定及び監督について

(1) 概要

各種養成施設の指定又は認定、養成施設の指定内容の変更に伴う審査、社会福祉士に係る「社会福祉に関する科目を定める省令」第5条第1項に基づく実習演習科目の確認（以下、「科目確認大学等」といいます。）等の業務を行っています。

なお、各種養成施設は、あん摩マッサージ指圧師等養成施設、栄養士養成施設、管理栄養士養成施設、社会福祉士学校、介護福祉士学校、精神保健福祉士学校です。

また、養成施設の設置計画や変更に係る事前相談に対する指導、養成施設の年次報告の受理を行っています。加えて、指導調査により、授業の実施状況や施設設備の整備状況等の法令等の遵守状況の確認も行っています。

(2) 実績

令和7年度における養成施設の指定等に関する業務については、次のとおりです。

また、指導調査に関しては、令和7年度養成施設等指導調査の基本方針に基づき実施するとともに、職種別に根拠法令等を明記した「自己点検表」を東海北陸厚生局のホームページに掲載のうえ、その利用を推奨しています。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu_ka/shido_yosei/jikotenken.html)

ア 令和7年度の養成施設の指定等の実績

資 格	養成施設の指定	実習演習科目の確認	指定内容変更の承認	指定の取消	指定内容変更届の受理	年次報告書の受理	指導調査
あん摩マッサージ指圧師等養成施設	0	0	0	0	3	4	1
栄養士養成施設	1	0	5	1	6	15	0
管理栄養士養成施設	0	0	2	0	5	20	1
社会福祉士学校	0	0	0	0	0	0	0
介護福祉士学校	0	0	3	0	66	36	0
精神保健福祉士学校	0	0	0	0	0	0	0
小 計	1	0	10	1	80	75	2
科目確認大学等	0	0	0	1	64	0	0
合 計	1	0	10	2	144	75	2

イ 令和7年度の指摘事項及び件数

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
学則の記載内容が不明瞭、記載不備など	1	0	1
入学定員の超過、入学資格確認の書類不備など	0	0	0
専任教員の未配置、無資格教員による授業など	0	0	0
学則に定めた授業時間数の不足など	2	0	2
設備、備品等の整備状況の不備など	2	0	2
記録文書の整備状況の不備など	0	1	1
変更承認又は届出の未提出など	1	0	1
合 計	6	1	7

12. 介護技術講習制度に係る講習会の届出審査について

(1) 概要

「介護技術講習会」（介護福祉士養成施設等の設置者が実施）を受講することで、介護福祉士国家試験の実技試験を免除するものであり、実施者からの届出書を受理し、審査を行っています。（大学等文部科学省と共管の施設に限ります。）

(2) 実績

令和7年度は、届出がありませんでした。

13. 経営力向上計画に関する業務について

(1) 概要

「経営力向上計画」とは、人材育成や財務内容の分析、マーケティングの実施、ITの利活用、生産性向上のための設備投資等、自社の経営力を向上するための計画で、経営力向上計画の認定を受けた事業者は、税制や金融の支援等の措置を受けることができます。

地方厚生局においては、厚生労働省が所管する事業のうち、介護分野、医療分野及び食品分野等を所管し、平成30年4月から経営力向上計画の認定や調査等を行っています。

(2) 実績（認定件数及び業種）

（単位：件）

業種 年度	医療・ 福祉	サービス	製造	卸売・ 小売	教育	宿泊・ 飲食	生活関連	合 計
令和7年度	68	1	16	34	0	88	32	239

医事課

医事課は、健康危機管理、医療安全に関する取組の普及啓発、再生医療等安全性確保法に係る再生医療等および臨床研究法に係る特定臨床研究の適切な実施に関する監督、地域医療構想や災害時の医療体制に関する自治体支援、医師・歯科医師の臨床研修、看護師の特定行為研修に関する業務、心神喪失者等医療観察法に基づく医療提供体制の確保に関する業務等を行っています。

1. 健康危機管理について

東海北陸厚生局では、医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康安全を脅かす事態に対し、対策を講じるため、健康危機管理関係所管課及び関係機関（検疫所、衛生研究所等）との連絡体制の整備や関連する会議への出席等を行っています。

2. 医療安全に関する取組の普及啓発について

（1）概要

国民が安心して医療を受けるためには、医療機関や医療従事者が提供する医療の質の向上に努めるとともに、安全を確保しなければならないことから、医療安全に関する取組の普及啓発を行っています。

（2）実績

東海北陸厚生局では、医療機関の安全管理者等の資質向上を図ることにより医療の安全性を向上させることを目的に、管内医療機関の管理者及び医療安全管理者等を対象に、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

○ 討議プログラム

開催日：令和7年11月28日（金）（現地開催 受講者約40名）

○ 講義プログラム

開催日：令和7年12月11日（木）（オンライン開催 受講者約330名）

○ 対象者：東海北陸管内の医療機関管理者及び医療安全管理者等

3. 再生医療等の安全性の確保について

(1) 概要

再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るため、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（平成25年法律第85号）に基づき、再生医療等を提供する機関は提供計画を厚生労働大臣へ提出することや、特定細胞加工物等を製造しようとする者は特定細胞加工物等製造施設ごとに地方厚生局長へ届出又は許可を受けること等が必要です。

東海北陸厚生局では、全国の地方厚生局や（独）医薬品医療機器総合機構と連携し、以下の業務を行っています。

(2) 実績

ア 再生医療等提供計画の受理

再生医療等を提供する医療機関からの「再生医療等提供計画」を受理しています。

令和7年度（件）			
新規提出	変更届	中止届	終了届
81	179	55	45

イ 特定細胞加工物等の製造届書の受理又は製造許可

特定細胞加工物等製造施設からの「特定細胞加工物等製造許可申請書」に基づく許可証の発行、「特定細胞加工物等製造届書」や各種届出書の受理をしています。

（ア）特定細胞加工物等の製造許可

令和7年度（件）				
新規許可	変更届	廃止届	更 新	許可証 書換え交付
0	1	0	3	0

（イ）特定細胞加工物等の製造届（受理）

令和7年度（件）		
新規届	変更届	廃止届
33	32	34

ウ 再生医療等委員会の認定

再生医療等委員会を設置しようとする者からの「再生医療等委員会認定申請書」の審査と認定証の発行、再生医療等委員会からの各種届出書を受理しています。

また、厚生労働本省が認定する特定認定再生医療等委員会の各種申請等の形式確認を行い、厚生労働本省へ進達しています。

	令和7年度（件）				
	新規申請	変更届	廃止届	更新申請	許可証書換え
総件数	0	17	0	3	0
うち特定認定	0	10	0	3	0

エ 定期報告の受付と必要な調査等

再生医療等を提供する医療機関と特定細胞加工物等製造施設から年1回提出される定期報告の受付と必要な調査を行っています。

令和7年度（件）	
定期報告	調 査
652	2

（一口メモ）～再生医療等の安全性の確保等に関する法律～

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための法律「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が平成25年11月27日に公布されました。

同法は、再生医療等について、人の生命及び健康に与える影響の程度に応じ、「第1種」「第2種」「第3種」に分類し、再生医療等を提供しようとする医療機関が講ずべき措置を明らかにするとともに、再生医療等提供基準に基づいた計画等の受理等、再生医療等技術や法律の専門家等の有識者からなる合議制の委員会の認定等、特定細胞加工物等の製造の許可・認定・受理等の制度等について定めたものです。

4. 臨床研究法について

（1）概要

臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として平成30年4月1日に「臨床研究法」が施行されました。

臨床研究を実施する機関は、認定臨床研究審査委員会の申請、認定、3年ごとの更新、届出の変更、廃止、研究実施計画（新規・変更）、研究期間中の定期報告や疾病等報告、研究中止や終了などの届出又は許可を受けることなどが必要となります。

東海北陸厚生局では、主に以下の業務を行っています。

(2) 実績

ア 臨床研究審査委員会に関する業務

臨床研究審査委員会の新規申請受付・認定、変更認定等の各種届出書を受理しています。

令和7年度（件）			
新規認定	変更届	更新	廃止
0	28	1	0

イ 臨床研究の実施に関する業務

実施計画の提出の受付、実施計画の変更、研究の中止、終了等各種届出書の受理をしています。

令和7年度（件）				
新規届	変更届	中止届	終了届	定期報告
76	681	2	68	268

（一ロメモ）～臨床研究法～

臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めることにより、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として定めた法律です。

5. 地域医療構想について

(1) 概要

地域医療構想は、将来的な人口構成の変化に伴い、必要な病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとの医療需要と病床の必要量を推計し、それに向けて各都道府県、各構想区域で議論を進め、効率的な医療提供体制の構築を行っていく取組です。

主な業務内容

- ① 管内各自治体や病院等の地域医療構想に関する情報収集
- ② 地域医療構想に関する相談対応業務
- ③ 東海北陸厚生局管内で行われるブロック担当者会議（意見交換会）の運営
- ④ 地域医療介護総合確保基金に関するヒアリング等
- ⑤ 再編計画の認定に係る業務

などを行い、各自治体の支援を行うこととしています。

(2) 実績

令和7年度医療機関の再編計画の認定：0件

6. 災害時における医療の確保の支援について

(1) 概要

平時においては、都道府県の役割を尊重しつつ、都道府県による医療訓練や会議への参加を通じ、都道府県に対する助言及び支援を行います。また、在宅医療を提供している医療機関等の関連情報の整理や、災害拠点病院の視察を都道府県と共にを行っています。

災害時においては、本省職員の業務支援（被災医療機関の情報収集、被災医療機関に必要な支援内容の情報収集、他省庁リエゾンとの調整、都道府県災害対策本部へ必要に応じて派遣等）を行います。

(2) 実績

災害拠点病院調査（6 か所）

7. 医師少数区域経験認定医師制度について

(1) 概要

医師少数区域等における医師確保促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、当該地域での医療の提供のために必要な業務を行った医師を厚生労働大臣が認定する制度です。

東海北陸厚生局では、上記の認定に係る業務を行っています。

(2) 実績

令和7年度認定件数：58件

（一口メモ）～医師少数区域経験認定医師制度～

医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った者を厚生労働大臣が認定します。2020年度以降に臨床研修を開始した医師については、地域医療支援病院や公的医療機関である病院等の管理者となる要件として、本認定を受けた医師であることが追加されています。

＜認定のために必要な業務＞

- (1) 個々の患者の生活背景を考慮し、幅広い病態に対応する継続的な診療や保健指導（患者の専門的な医療機関への受診の必要性の判断を含む。）
 - 地域の患者への継続的な診療
 - 診療時間外の患者の急変時の対応
 - 在宅医療
- (2) 他の医療機関や、介護・福祉事業者等との連携
 - 地域ケア会議や退院カンファレンス等への参加
- (3) 地域住民に対する健康診査や保健指導等の地域保健活動
 - 健康診査や保健指導等の実施

8. 医師の臨床研修について

（1）概要

医師は医師免許取得後、診療に従事する場合は2年以上の臨床研修を受けることが医師法により義務付けられています。東海北陸厚生局では管轄6県の適正な研修の実施体制の確保と質の向上のための支援・フォローアップを行っています。

東海北陸厚生局管内の臨床研修病院の指定状況（基幹型）

令和6年度	令和7年度	増減	
144病院	146病院	新規指定	2病院
		指定辞退	0病院

（2）実績

ア 臨床研修修了者の登録に係る事務

臨床研修修了者からの医籍登録申請の受付、内容審査、厚生労働本省への進達及び臨床研修修了登録証の交付を行っています。

○ 令和7年度：1,367件

イ 臨床研修費等補助金（医師）の執行事務

臨床研修費等補助金は、臨床研修を実施するための指導体制や環境を整えるための経費です。臨床研修病院からの補助金交付申請を受け付けて交付額を決定しています。なお、国が開設する病院は補助対象とはなりません。

○ 令和7年度交付申請：142件 1,540,316千円

○ 令和6年度確定：142件 1,552,315千円

（一口メモ）～臨床研修～

平成16年4月以降に医師免許を取得し、診療に従事しようとする医師は2年以上の臨床研修を受けることが、医師法により義務付けられています。

「臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷または疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけることのできるものでなければならない。」という基本理念のもと、臨床研修病院が作成する研修プログラムに基づき研修が実施されます。

制度改正により、令和2年度から臨床研修病院の指定や研修プログラムの審査、募集定員数の決定は都道府県知事に権限が委譲され、各地域の実情に合った研修が実施されています。

9. 歯科医師の臨床研修について

（1）概要

歯科医師は歯科医師免許取得後、診療に従事する場合は1年以上の臨床研修を受けることが歯科医師法により義務付けられています。東海北陸厚生局では、臨床研修施設として申請があった場合の臨床研修プログラムの審査業務を中心に適正な研修の実施体制の確保と質の向上のための支援・フォローアップや相談対応等を行っています。

（2）実績

ア 歯科医師臨床研修施設の研修プログラム等の審査

（ア）歯科医師臨床研修施設指定申請に伴う研修プログラム等の審査

新たに臨床研修施設の指定を受けようとする施設の研修プログラム及び臨床研修施設群、研修歯科医の処遇等の内容の審査を行っています。

東海北陸厚生局管内の臨床研修施設の指定状況は、次のとおりです。

○ 歯科医師臨床研修指定施設数（単独・管理型）

令和6年度	令和7年度	増減	
73施設	80施設	新規指定	7施設
		指定辞退	0施設

（イ）既指定施設の研修プログラム変更・新設に係る届出の受理

歯科医師臨床研修施設の研修プログラム変更・新設に関する届出を受理し、内容の審査を行いました。

○ 令和7年度：14施設

イ 歯科医師臨床研修修了者の登録に係る事務

歯科医師臨床研修修了者からの歯科医籍登録申請の受付、内容審査、厚生労働本省への進達及び歯科医師臨床研修修了登録証の交付を行っています。

○ 令和7年度：222件

ウ 歯科医師臨床研修施設の実地調査

歯科医師の臨床研修を実施する施設からの各種申請内容等について、関係法令の定める基準に照らして審査を行うとともに、臨床研修施設への実地調査を行っています。

○ 令和7年度：9件

（一口メモ）～歯科医師臨床研修～

平成18年4月以降に歯科医師免許を取得し、診療に従事しようとする歯科医師は1年以上の臨床研修を受けることが、歯科医師法により義務付けられています。

「臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」との基本理念のもと、大学病院若しくは厚生労働大臣が指定した臨床研修施設が作成する研修プログラムに基づき研修が実施されます。

10. 医師及び歯科医師の再教育研修について

（1）概要

医師・歯科医師は相対的欠格事由（免許を与えないことがある理由）に該当するか、医師・歯科医師として品位を損するような行為があったときは行政処分を受けます。行政処分を受けた方が再度、医師・歯科医師として業務を行おうとする際に「再教育研修」が必要となります。

東海北陸厚生局では、再教育の対象者が受けるべき研修に対しての相談対応や各種事務手続きに関する業務を行っています。

（2）実績

令和7年度（件）	
個別研修計画書受理	個別研修修了証交付
○	○

（一口メモ）～再教育研修～

医師法及び歯科医師法の一部改正（平成19年4月1日施行）により、行政処分を受けた医師及び歯科医師に対して再教育研修を実施することとされました。

医師・歯科医師は相対的欠格事由（免許を与えないことがある理由）に該当するか、医師・歯科医師として品位を損するような行為があったときは行政処分を受けます。行政処分の内容としては、戒告、医業停止、免許取消があり、再度、医師・歯科医師として業務を行おうとする場合には「再教育研修」が必要となり、次のとおり「倫理研修」と「技術研修」があります。

- ① 倫理研修：医師・歯科医師としての倫理の保持に関する研修
- ② 技術研修：医師・歯科医師として具有すべき知識及び技能に関する研修

これら研修の実施形態として「団体研修」「個別研修」があり、受けた処分内容により、研修の方法や期間が指定されます。

- ① 戒告処分を受けた医師等：団体研修
- ② 医業停止等1年未満の処分を受けた医師等：団体研修（課題学習を含む）
- ③ 医業停止等1年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者：団体研修及び個別研修

なお、再教育の対象となるのは、戒告処分及び医業・歯科医業停止処分を受けたすべての医師・歯科医師並びに免許取消後に再免許を受けようとするすべての者です。

11. 看護師の特定行為研修について

（1）概要

特定行為とは、看護師が医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書（指示書）により一定の診療の補助を行うことであり、21区分38行為が定義されています。平成31年から実施頻度が高い特定行為をパッケージ化した領域別パッケージ研修が可能になり、現在6つのパッケージ研修があります。特定行為を行う看護師は、厚生労働大臣が指定する研修機関において、一定の基準に適合する研修を受ける必要があります。特定行為研修を修了した看護師は、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（指示書）によって、適時に特定行為を実施することができます。

東海北陸厚生局では、主に以下の業務を行っています。

（2）実績

ア 研修機関の新規指定や指定研修機関の取消しに関する審査と指導

研修機関の指定に係る研修計画等の内容審査と施設等の実地調査や指導を行っています。また、指定研修機関の取消しに関する審査も行っています。

令和7年度（件）	
新規指定	取消し
6	0

イ 指定研修機関の特定行為研修の新規開始や廃止に関する審査と指導

指定研修機関が新たな特定行為区分に関する特定行為研修を開始しようとする際に提出する承認申請書の審査と指導を行っています。また、特定行為研修の区分や行為の廃止に関する審査も行っています。

令和7年度（件）	
新規開始	廃止
21	0

ウ 指定研修機関の研修計画や施設等の変更に関する審査と指導

指定研修機関が、特定行為研修に関する計画を変更する際に提出する変更届や、特定行為研修を実施する施設等を、変更する際に提出する変更届に関する審査や指導を行っています。（令和7年度：111件）

エ 指定研修機関が提出する年次報告書の確認と指導

指定研修機関が毎年提出する年次報告書を確認し、必要に応じて指導を行っています。確認が終わった報告書は厚生労働本省に進達します。（令和7年度：73件）

オ 指定研修機関に対する実地調査と指導

特定行為研修における指導方法や評価等の統一や研修の質的向上を図るため、必要に応じて指定研修機関に対し書面調査とヒアリングを行い、研修計画や研修体制等の指導を行っています。（令和7年度：6件）

カ 特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理

毎年、指定研修機関から提出される特定行為研修を修了した看護師に関する報告書を受理し、その内容を確認し、まとめています。（令和7年度：82件）

（一〇メモ）～特定行為研修～

在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助（例えば、脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を行う看護師を養成し、確保していく必要があります。

このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的です。

12. 医薬品等製造業許可等について

(1) 概要

医薬品等を製造する場合には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の許可を得る必要があります。厚生労働大臣の指定する医薬品等を製造する製造所の許可については地方厚生局長にその権限が委任されており、それ以外の医薬品等を製造する製造所の許可については、都道府県知事にその権限が委譲されています。

東海北陸厚生局では、これらの許可に関する申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査しています。

(2) 実績（令和7年度の管轄地域における施設数）

年度当初の許可 施設数	業許可施設数 （新規）	業許可施設数 （廃止）	年度末の許可 施設数
19	1	1	19

13. 心神喪失者等医療観察法について

(1) 概要

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）において、厚生労働省は主として対象者の円滑な社会復帰を促進するため、必要な医療を行う役割を担っています。

東海北陸厚生局では、地方裁判所、保護観察所などの関係機関と密に連携しながら、次の業務を行っています。

(2) 実績等

ア 精神保健判定医、精神保健参与員候補者名簿の取りまとめ

毎年、精神保健判定医及び精神保健参与員の候補となる者に対して、その意思を確認し、必要な事務手続を行っています。

精神保健判定医・参与員候補者（令和8年3月31日現在）（人）

区 分	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	管内計
判定医	9	16	12	21	43	18	119
参与員	5	9	2	14	19	18	67

イ 指定医療機関の指定、取消し、指導監査の実施

(ア) 指定入院医療機関

指定入院医療機関は「医療観察法」による入院処遇を担当するため、厚生労働大臣が指定した医療機関です。

管内の指定入院医療機関は、次の5医療機関です。（令和8年3月31日現在）

- ・独立行政法人国立病院機構北陸病院（33床）
- ・静岡県立こころの医療センター（12床）
- ・独立行政法人国立病院機構東尾張病院（33床）
- ・独立行政法人国立病院機構榊原病院（17床）
- ・愛知県精神センター（17床）

○ 令和7年度新規指定：0件

(イ) 指定通院医療機関

指定通院医療機関は「医療観察法」による入院によらない処遇（通院）を担当するため、厚生労働大臣が指定した医療機関です。

○ 令和7年度新規指定：30件

管内の指定通院医療機関は、次のとおりです。

指定通院医療機関の現状（令和8年3月31日現在）（施設）

	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	管内計
病院	8	5	11	19	25	11	79
診療所	0	2	2	0	2	0	6
薬局	10	9	41	23	37	4	124
訪問看護	11	5	7	12	51	14	100

(ウ) 指定医療機関一般指導監査

令和7年度は、指定入院医療機関5機関、指定通院医療機関10機関に対して指導監査を実施しました。

ウ 入院等の決定に伴う指定医療機関の選定並びに執行（移送）

東海北陸厚生局では、対象者の医療を行う指定医療機関（入院及び通院）の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送等を行っています。

管内における指定医療機関の選定状況等は、次のとおりです。

指定医療機関の選定並びに執行（移送）（件）

	令和7年度
指定通院医療機関の選定	31
指定入院医療機関の選定及び移送	24

エ 指定医療機関における医療提供に関する診療報酬の管理

指定医療機関における診療報酬審査請求事務は、社会保険診療報酬支払基金に委託して実施しています。また、東海北陸厚生局では診療報酬明細書の詳細な審査を行っています。支払実績は入院、通院併せて、次のとおりです。

診療報酬の支払実績（円）

	令和7年度
診療報酬支払実績	2,014,411,775
事務費相当分（再掲）	158,715

オ 入院中の対象者からの処遇改善請求に関する事務手続き

処遇改善請求は、医療観察法の規定に基づく入院による医療を受けている者が入院中の処遇を不服として、厚生労働大臣に対して、指定入院医療機関の管理者に、その処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを請求する制度です。処遇改善請求があったときは、請求の内容が社会保障審議会において審査されます。東海北陸厚生局ではそれらに関する事務手続きを行っています。

（令和7年度：0件）

（一〇メモ）～医療観察制度～

医療観察制度とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）に基づき、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交、強制わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進すること」を目的とした制度です。

食品衛生課

食品衛生課は、食品衛生法に基づく食品等検査機関の登録及び監督、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく輸出食品取扱施設の認定及び衛生証明書の発行、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の表示に関する業務を行っています。また、大規模食中毒が発生した際の国・自治体との連絡調整、食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションの実施など、地域の皆様の食の安全と安心を確保するための役割を担っています。

1. 輸出食品に係る業務について

(1) 概要

令和2年4月1日施行の「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）」に基づき、衛生証明書（各国が求める衛生条件を証明する文書）の発行、輸出施設の認定及び立入検査を実施しています。

ア 輸出水産食品に関する業務（輸出国別の概要）

（ア）韓国向け輸出水産食品

輸出促進法に定められる要綱（開始通知：韓国向け輸出水産食品の取扱いについて（平成23年6月7日付食安発0607第1号））に基づいて、韓国へ輸出する水産食品（フグ類を除く冷凍食用鮮魚類頭部及びフグ類を除く冷凍食用鮮魚介類内臓）を加工等する施設の認定等手続きや、必要に応じ認定施設の立入検査を実施するほか、衛生証明書の発行を行っています。

（イ）中国向け輸出水産食品

輸出促進法に定められる要綱（開始通知：中国向け輸出水産食品の取扱いについて（平成25年10月17日付食安発1017第1号））に基づいて、中国へ輸出する水産食品（食用の水産動物（活水産動物を除く。）及び藻類並びにそれらの加工品）を加工等する施設の認定等手続きや、必要に応じ認定施設の立入検査を実施するほか、都道府県等衛生部局及び地方厚生局において衛生証明書の発行を行っています。

中国向け輸出水産食品の衛生証明書の発行については、中国側がALPS処理水の問題により令和5年8月以降は受け入れを停止しています。令和7年5月30日に、日中当局間で輸出再開のために必要な技術的要件に合意、厚生労働本省の指示を受け、同6月12日から認定施設の再登録手

続きが開始されています。

(ウ) ブラジル向け輸出水産食品

輸出促進法に定められる要綱（開始通知：ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて（平成21年6月22日付食安発0622005号））に基づいて、ブラジルへ輸出する水産食品（食用の水産動物及びそれらの加工品）を加工等する施設の認定等手続きや、衛生証明書の発行及び認定された施設に対して1年に1回以上の立入検査、指導等を実施しています。

(エ) EU向け輸出水産食品

輸出促進法に定められる要綱（開始通知：対EU輸出水産食品の取扱いについて（平成21年6月4日付食安発第0603001号））に基づいて、EU諸国へ輸出する水産食品を加工等する施設の認定等手続きや都道府県等及び地方厚生局が認定した施設に対して原則6か月に1回以上の立入検査、指導等を実施しています。

(オ) 米国向け輸出水産食品

輸出促進法に定められる要綱（開始通知：対米輸出水産食品の取扱いについて（平成20年6月16日付食安発第0616003号））に基づいて、米国へ輸出する水産食品を加工等する施設の認定等手続きや都道府県等及び地方厚生局が認定した施設に対して必要に応じ立入検査、指導等を実施しています。

イ 輸出食肉に関する業務

牛肉を米国へ輸出する場合は、輸出促進法に定められる要綱（開始通知：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について（平成2年5月24日付衛乳第35号））に基づいて、米国政府が規定する施設の構造設備、衛生管理及び検査等の要件に適合すること、並びにこれらの適正な実施が米国政府の査察により確認されることが必要です。また米国と同様に、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、台湾、アラブ首長国連邦、マカオ、タイ、EU等、メキシコ、シンガポール、ベトナム、ニュージーランド、フィリピン、カタール、インドネシア、ロシア等、バーレーン、ミャンマー、ブラジル、マレーシア及びサウジアラビアについて、それぞれ輸出牛肉に関する取扱要綱が定められており、これらの国への輸出の際にはそれぞれの要綱に基づく施設認定及び取扱いが必要になります。

東海北陸厚生局では、食肉輸出施設の認定準備作業として申請者及び都道府県等との事前相談、認定に関する厚生労働本省との連絡調整、輸出先国担当者の査察への同行等を実施しています。さらに、施設が認定された場合には、輸出先国の要綱に基づき、原則月1回の立入検査を実施しています。その立入結果について都道府県等へ通知し、施設を指導するとともに、立入結果及び改善措置については、厚生労働本省へ報告しています。

東海北陸厚生局管内では1施設（岐阜県）が米国、カナダ、EU、香港、オ

ーストラリア等への輸出食肉施設として認定されています。

ウ その他の輸出食品に関する業務

(ア) EU向けゼラチン及びコラーゲン

輸出促進法に定められる要綱（開始通知：対EU輸出ゼラチン及びコラーゲンの取扱いについて（令和元年5月13日付生食発0513第1号））に基づいて、厚生労働本省が認定した施設に対して1年に1回以上の立入検査、指導等を実施しています。

(イ) シンガポール向け輸出家さん肉、家さん肉製品及び家さん卵製品

輸出促進法に定められる要綱（開始通知：対シンガポール輸出家さん肉、家さん肉製品及び家さん卵製品の取扱いについて（令和元年5月31日付生食発0531第6号・元消安第495号））に基づいて、厚生労働本省が認定した施設に対して1年に1回以上の立入検査、指導等を実施しています。

(ウ) 輸出食肉製品（EU等、シンガポール及び台湾向け）

輸出促進法に定められる要綱（令和2年4月1日制定）に基づいて、地方厚生局が認定した施設について3年に1回以上の立入検査、指導等を実施しています。なお、本要綱における認定要件は、各国向けの共通要件であるため、食肉製品を輸出するにあたっては、輸出先国別に定めた輸出食肉製品の取扱要綱に基づく認定を受ける必要があります。

(2) 実績

ア 輸出水産食品

(ア) 衛生証明書の発行件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
韓国向け輸出水産食品	418	345	196
中国向け輸出水産食品	37	0	0
ブラジル向け輸出水産食品	9	6	13

(イ) 施設認定の件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
EU向け輸出水産食品施設	0	1	0
米国向け輸出水産食品施設	0	0	0
韓国向け輸出水産食品施設	2	0	0
中国向け輸出水産食品施設	0	0	0
ブラジル向け輸出水産食品施設	0	2	2

(ウ) 立入検査の件数

	施設数	立入検査件数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
EU向け輸出水産食品施設	5	8	10	10
米国向け輸出水産食品施設	7	6	8	7
韓国向け輸出水産食品施設	50	0	5	4
中国向け輸出水産食品施設	103*	1	0	0
ブラジル向け輸出水産食品施設	7	3	3	5

* 令和8年3月31日現在の東海北陸厚生局が施設認定機関となる施設数を示します。

イ 輸出食肉

立入検査の件数

	施設数	立入検査件数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
食肉輸出認定施設 (米国向け等)	1	13	13	10

* 立入検査の件数には、年1回実施している食肉衛生検査所に対する立入検査件数も含まれます。

ウ その他の輸出食品

立入検査の件数

	施設数	立入検査件数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
EU向けゼラチン及びコラーゲン認定施設	2	2	2	2
シンガポール向け輸出家さん肉、家さん肉製品、家さん卵製品認定施設	2	1	1	2
輸出食肉製品（シンガポール及び台湾向け）	1	0	0	1

2. 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督について

(1) 概要

食品衛生法の規定により、食品等の製品検査を実施する検査機関は厚生労働大臣の登録を受ける必要があり、登録の基準（食品衛生法第33条第1項）に適合するとともに、製品検査の業務管理の基準（食品衛生法施行規則第40条）に規定される方法で製品検査を実施しなければなりません。

東海北陸厚生局では、検査機関の登録、立入検査、指導監督、業務規程認可、適合命令等の業務を実施しています。

管内の登録検査機関は、管内を本部とする登録検査機関が12機関（うち1機関は2施設）、本部を他の地方厚生局に持つ登録検査機関の施設が3施設で、合計15機関・16施設となっています（令和8年3月現在）。

（一口メモ）～ 製品検査 ～

厚生労働大臣や都道府県知事が食品衛生上の危害の発生を防止するため、必要があると認める
とき、それらの命令によって実施される検査等をいいます。

例えば、食品を輸入しようとする場合に食品衛生法違反の可能性が高いと判断されるものについて、厚生労働大臣の命令により輸入事業者が食品衛生法に基づく登録検査機関に依頼して実施する検査があります。

(2) 実績

ア 新規登録等の状況（件数）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
登 録	新 規	0	0	0
	更 新	6	1	4
業 務 規 程	新規認可	0	0	0
	変更認可	6	5	2
製品検査業務の休止または廃止	—	1	1	0

イ 立入検査の実績（件数）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件 数	17	16	16

ウ 登録検査機関業務管理担当者研修会の開催

前年度の立入検査で確認された指摘事項について、管内の登録検査機関の担当者にフィードバックし、信頼性確保の自主的な改善を促しています。

令和2年度から令和7年度は書面にて開催しています。

3. 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の表示の監視指導について

(1) 概要

「健康増進法」において食品の広告等が健康保持増進効果について、著しく事実と異なる表示または著しく人を誤認させるような表示を行ってはならないと規定されています。

東海北陸厚生局では、都道府県等と連携して営業者の指導を実施しています。

(2) 実績（件数）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自治体における監視指導	126	45	48
行政措置	0	0	0

地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課は、地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村が関係者との協力により進めている、住民同士の助け合いを含め多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組、医療と介護の連携、認知症施策の推進等について、その充実に向けた支援を行っています。

1. 東海北陸厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営について

(1) 概要

東海北陸厚生局地域包括ケア推進本部を設置し、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な支援の方針について意見交換や情報共有を行う会議を開催しています。

(2) 実績

令和7年度は、9月17日、3月4日に2回開催しました。

東海北陸厚生局長の委嘱を受けた5名の参与の出席を得て、幅広い知識、経験に基づく意見交換を行っています。

2. 地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援、情報共有について

(1) 概要

管内6県を通じて、各市町村における地域支援事業の実施状況や実施に当たっての課題等について把握し、厚生労働省老健局と連携を図りながら、必要な助言、支援及び情報共有を行っています。

(2) 実績

ア 令和7年度は、5月に6県に対してヒアリングを実施し、県における各市町村の課題等の把握状況や支援状況を確認し、必要な助言、情報共有等を行いました。

富山県：5月16日、石川県：5月16日、三重県：5月19日

静岡県：5月22日、岐阜県：5月26日、愛知県：5月30日

イ 管内6県が主催する研修等に企画段階から参画し、行政説明や助言等を行いました。

2月：認知症地域支援推進員ネットワーク会議（岐阜県）

2月：地域ケア会議担当者研修（富山県）

ウ 地域支援事業交付金の審査、交付決定等の業務を踏まえ、管内6県に対して市町村支援に必要な助言を行いました。

6月：令和6年度実績報告書取りまとめ

1月：令和6年度交付額確定

2月：令和7年度当初交付申請書取りまとめ

3月：令和7年度当初交付決定、過年度交付額再確定

3. 認知症施策の普及・啓発、実施状況の把握、情報共有について

（1）概要

共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、認知症施策の推進を図ることを目的に、自治体職員向けセミナー及び管内6県担当者との意見交換会を開催しています。

（2）実績

令和7年度は、自治体セミナー及び管内6県意見交換会を開催しました。

11月：認知症施策の推進に係る自治体セミナー及び管内6県意見交換会（オンライン開催）

【認知症施策の推進に係る自治体セミナー及び管内6県意見交換会の様子】



4. 地域医療介護総合確保基金に関する業務について

(1) 概要

地域医療介護総合確保基金に基づく人材確保等事業について、管内6県における実施状況や課題等に対し、必要な助言及び支援を行っています。

(2) 実績

当該基金の残高、執行状況、令和7年度の見込量（所要額）に係る調査を行い、当該基金を活用した事業の実施状況や課題等について把握し、必要な助言及び支援を行いました。

7月：令和7年度国庫補助協議等取りまとめ

12月：介護施設等整備分及び介護従事者確保分内示

3月：交付決定

5. 地域包括ケアシステムの推進支援について

(1) 概要

管内6県及び市町村における地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の支援を目的に、地域支援事業等に関する自治体職員向けセミナー及び管内6県担当者との意見交換会を開催しています。

また、有識者（アドバイザー）等による市町村に対する伴走的支援等を実施する「地域づくり加速化事業」について、伴走的支援及び研修会を行うことにより、有識者・県とともに管内市町村への支援を行っています。

(2) 実績

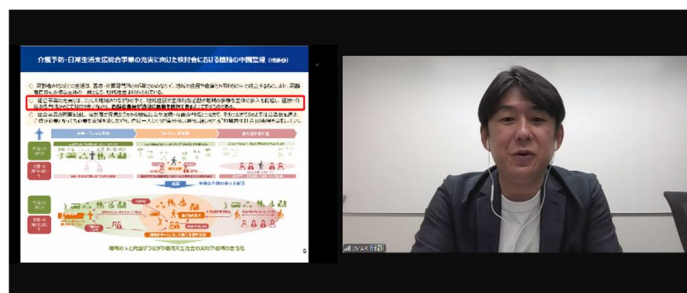
ア 令和7年度は、自治体セミナー及び管内6県意見交換会を開催しました。

6月：介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業等の推進に係る自治体セミナー及び管内6県意見交換会（オンライン開催）

7月：インセンティブ交付金の評価指標分析ツールを活用した自治体セミナー及び管内6県意見交換会（オンライン開催）

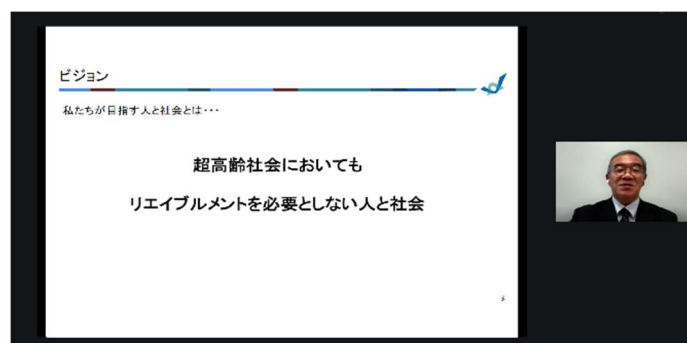
9月：在宅医療・介護連携の推進に係る自治体セミナー及び管内6県意見交換会（オンライン開催）

【介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業等の推進に係る自治体セミナー及び管内6県意見交換会の様子】



イ 令和7年度は、「地域づくり加速化事業」伴走的支援及び研修会を行いました。
 伴走的支援（対象市町村）：石川県珠洲市、岐阜県御嵩町、静岡県松崎町
 研修会：テーマ「自立支援・重度化防止に向けたリエイブルメントの推進」
 （オンライン開催）

【地域づくり加速化事業研修会の様子】



6. 地域包括ケアシステムの普及・啓発について

（1）概要

地域包括ケアシステムの普及・啓発を目的に、東海北陸厚生局の職員が県・市町村及び関係団体等が主催する会議・意見交換会、研修会等に参加し、行政説明や助言等を行っています。

（2）実績

令和7年度は、会議や研修会に参加し、行政説明や助言等を行いました。

実施日	研修会等の名称	依頼機関	内容
7月25日	愛知県若年性認知症自立支援ネットワーク会議	愛知県	会議
8月22日	愛知県成年後見制度利用促進協議会	愛知県	会議
2月9日	愛知県健康経営促進検討会議	愛知県	会議
2月9日	認知症地域支援推進員ネットワーク会議	岐阜県	会議
2月20日	愛知県若年性認知症自立支援ネットワーク会議	愛知県	会議
2月26日	地域ケア会議担当者研修	富山県	研修会
3月27日	愛知県成年後見制度利用促進協議会	愛知県	会議

7. 介護保険事業（支援）計画に関する業務について

（1）概要

介護保険事業（支援）計画の進捗状況、目標の達成状況や計画の推進に当たっての課題等について、管内6県を通じて把握し、県等への必要な助言を行っています。

（2）実績

令和7年度は、10月に管内6県に対して、第9期介護保険事業（支援）計画における進捗管理の状況及び2040年に向けたサービス提供体制の確保に資する広域的な支援の状況について、各県における現状を確認し、必要な助言を行いました。

8. 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の把握、支援について

（1）概要

管内6県及び後期高齢者医療広域連合等を通じて、各市町村における高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の状況や実施に当たっての課題等について把握し、厚生労働省保険局と連携を図りながら、情報共有及び支援を行っています。

（2）実績

ア 令和7年度は、11月に管内で先進的な取組をしている富山県南砺市、三重県伊賀市に対してヒアリングを実施し、その取組事例を厚生労働省ホームページに掲載しました。

イ 令和7年度は、2月に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る東海北陸厚生局管内担当者意見交換会」を実施し、「一体的実施における共通認識の形成方法とその効果」についての講演、上記取組の発表及び参加者による意見交換会を行いました。

【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る東海北陸厚生局管内担当者意見交換会の様子】



ウ 後期高齢者医療特別調整交付金の事業計画書の審査を踏まえ、管内6県に対して市町村支援に必要な助言を行いました。

6月：令和6年度実績報告書取りまとめ

7月：事業実施計画書取りまとめ

1月：変更事業実施計画書取りまとめ

9. 他省庁との連携による研修会等の開催について

(1) 概要

管内6県及び市町村が地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たり、地域の実情を踏まえて、よりきめ細やかに地域支援事業の推進を支援するため、関係省庁と連携して、研修会等を開催しています。

(2) 実績

令和7年度は、中部地方整備局、中部経済産業局、東海農政局と連携して取り組みました。

【中部地方整備局との連携】

中部ブロック居住支援勉強会（8月7日、2月5日）

【中部経済産業局との連携】

中部健康・医療産業化ネットワーク支援会議（2月20日）

【東海農政局との連携】

農福連携に関する取組事例紹介（3月動画配信）

10. 老人保健健康増進等事業について

（1）概要

老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業に対して補助を行い、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の基盤の

事業名	事業実施主体	報告書、成果物掲載 URL
高齢者の自立を高めるためのリエイブルメント視点を取り入れた総合事業の普及展開に関する調査研究事業	株式会社日本能率協会 総合研究所	https://www.jmar.co.jp/job/public/lfg.html
高齢者の円滑な在宅生活復帰支援、効果的な地域包括ケアの推進及び医療関係職の働き方改革を目的とした生成 AI を用いた退院時指導書普及モデル調査研究事業	学校法人藤田学園	https://www.fujita-hu.ac.jp/c-inclusive/rouken.html
広域的長期浸水（湛水）・液状化被害による長期孤立が予測される海抜ゼロメートル地帯における災害時福祉医療連携ネットワークモデルの作成を目指した調査研究事業	学校法人愛知医科大学	https://www.aichi-med-u.ac.jp/su10/su1011/su101101/01.html

安定化に資することを目的とする補助金事業です。

（2）実績

令和7年度は、東海北陸厚生局公募テーマとして、3事業を実施しました。

保険年金課

保険年金課は、東海北陸厚生局管内における全国健康保険協会支部、健康保険組合、確定給付企業年金及び確定拠出年金（企業型）に対する指導監督や認可・承認等に関する業務を行っています。

1. 全国健康保険協会に係る業務について

（1）概要

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

全国健康保険協会は、主に中小企業で働く従業員やその家族を加入者とする健康保険事業を運営しています。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づく全国健康保険協会からの申請（滞納処分及び全国健康保険協会が行う立入検査）の認可、報告の徴収及び実地監査（立入検査）を行っています。

（2）対象（令和8年3月31日現在）

全国健康保険協会支部数 …… 6支部

（3）実績

ア. 認可申請等の処理件数

（単位：件）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
滞納処分の認可	0	0	0
立入検査の認可	0	2	3

イ. 実地監査（立入検査）件数

（単位：支部）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実地監査（立入検査）	2	2	2

ウ. 令和7年度立入検査結果内訳（実施数：2支部）

（単位：支部）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
組織の全般に関する事項	0	2
会計事務に関する事項	0	2
健康保険業務に関する事項	0	2
個人情報保護に関する事項	0	2
医療費適正化に関する事項	0	2

2. 健康保険組合に係る業務について

（1）概要

健康保険組合は、厚生労働大臣の認可を受けて単独の企業や同業種の複数の企業が共同で設立し、健康保険事業を運営する公法人です。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づく健康保険組合からの規約変更申請等の認可、規約変更届出等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

（2）対象（令和8年3月31日現在）

健康保険組合数 …… 174組合

（3）実績

ア. 認可申請等の処理件数

（単位：件）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
規約変更申請等の認可(※1)	183	193	210
規約変更届出等の受理(※2)	1,142	1,122	1,148
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	2,723	2,651	2,639
公法人証明・印鑑証明	228	184	279

（※1）規約変更申請等の認可：滞納処分の認可、任意包括加入・脱退の認可、規約変更の認可（事業所編入・削除・その他）、一般保険料率の変更の認可、組合債の認可、重要財産処分の認可、保険医療機関との割引契約の認可、承認健康保険組合の承認

（※2）規約変更届出等の受理：追加更正予算の届出、介護保険料率の届出、一般保険料率変更の届出（調整保険料率との合計に変更のない場合）、認可を要しない規約変更の届出、組合債に係る変更等の届出、理事長の就退任の届出、規程の届出（制定、変更、廃止）など

イ. 実地監査件数

(単位：組合)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実地監査	31	37	25

ウ. 令和7年度実地監査結果内訳（実施数：25組合）

(単位：組合)

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
全般的な事項	20	5
事業運営に関する事項	14	11
個人情報保護に関する事項	12	13
医療費適正化に関する事項	0	25
適用・保険料に関する事項	9	16
保険給付に関する事項	5	20
保健事業に関する事項	10	15
財務に関する事項	20	5
その他	0	25

3. 確定給付企業年金に係る業務について

(1) 概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社や生命保険会社等とが契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理、運用し、年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理、運用し、年金給付を行う「基金型」があります。

東海北陸厚生局では、確定給付企業年金法に基づく規約（変更）認可申請等の認可（承認）、規約変更届出の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び監査を行っています。

(2) 対象（令和8年3月31日現在）

確定給付企業年金数 1,566 企業年金

- ① 規約型 … 1,474 規約
- ② 基金型 … 92 基金

(3) 実績

ア. 認可申請等の処理件数

(単位：件)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
規約（変更）認可申請等の認可（承認）	303	346	356
規約変更届出の受理	958	788	600
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	1,592	1,585	1,583
公法人証明・印鑑証明	118	64	92

イ. 監査件数

(単位：企業年金)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
書面監査	144	135	80
実地監査	14	4	3

ウ. 令和7年度監査結果内訳（実施数：83企業年金）

(単位：企業年金)

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
加入者に関する事項	0	83
代議員会に関する事項	1	82
理事会に関する事項	2	81
庶務・事務組織に関する事項	3	80
監事監査に関する事項	0	83
財務及び会計に関する事項	0	83
掛金に関する事項	0	83
年金給付に関する事項	0	83
資産運用に関する事項	8	75
個人情報保護に関する事項	0	83
特定個人情報の取扱いに関する事項	3	80
情報開示に関する事項	13	70

4. 確定拠出年金（企業型）に係る業務について

（１）概要

確定拠出年金は、事業主又は加入者が拠出した掛金を加入者が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようにする制度で、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施する「企業型」と国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

東海北陸厚生局では、確定拠出年金法に基づく企業型の規約変更承認申請等の承認、規約変更届出等の受理等の業務を行っています。

（２）対象（令和８年３月３１日現在）

確定拠出年金（企業型）規約数 …… ９０３規約

（３）実績

○承認申請等の処理件数

（単位：件）

区 分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
規約変更承認申請等の承認	296	341	320
規約変更届出等の受理	168	181	147

管理課

管理課は、東海北陸厚生局管内における、保険医療機関等の指導監査業務等を所掌している管理課、医療課、調査課、指導監査課及び事務所（以下「指導部門」という。）の事務に関する総合調整を行うとともに、特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明及び医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明に関する業務、国民健康保険の保険者等や審査支払機関に対する指導・監督等を行っています。

1. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明に関する業務について

（1）概要

特定医療法人とは、租税特別措置法に基づき、財団又は持分の定めのない社団の医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受けることにより、承認後に終了する各事業年度において、法人税率（通常は23.2%）が軽減税率（19%）の適用を受ける医療法人のことです。

東海北陸厚生局では、特定医療法人として法人税率の軽減の適用を受ける要件のうち、直近に終了した事業年度について、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書の交付を行っています。

（2）実績

（単位：件）

業務内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
証明件数	42	41	41

2. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明に関する業務について

(1) 概要

法人税法施行令第5条第1項第29号ㄱにおいて①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号ㄴにおいて②一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、平成20年度税制改正により、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとなっています。

ア オープン病院事業法人

一般社団法人（非営利型）である医師会又は歯科医師会で、いわゆるオープン病院を開設する法人が行う医療保健業を、収益事業の範囲から除外するに当たっては、法人税法施行規則第5条第6号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

東海北陸厚生局では、この基準を満たしているオープン病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

イ 福祉病院事業法人

法人税法に規定する公益法人等のうち一般社団法人及び一般財団法人が行う医療保健業を収益事業の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

東海北陸厚生局では、この基準を満たしている福祉病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

(2) 実績

証明書交付件数

(単位：件)

業務内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
オープン病院事業法人	11	11	11
福祉病院事業法人	1	1	1

3. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会が行う業務に係る助言、指導監督について

(1) 概要

国民健康保険は、原則として健康保険法等に基づく被用者保険及び後期高齢者医療制度に加入していない全ての者を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする制度です。

国民健康保険事業の運営主体となる保険者は、都道府県、市町村と国民健康保険組合です。また、国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

東海北陸厚生局では、国民健康保険の保険者等である県、市町村、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう助言及び指導監督を行っています。

(2) 対象

東海北陸厚生局管内各県・各市町村、国民健康保険組合及び各県国民健康保険団体連合会

(3) 実績

令和6年度	令和7年度
富山県（12月） 富山県国民健康保険団体連合会（12月） 高岡市（12月）	富山県（12月）
令和6年能登半島地震を考慮し、実施を見合わせました。	石川県（9月） 石川県国民健康保険連合会（9月） 野々市市（9月）
岐阜県（11月） 北方町（11月）	岐阜県（11月） 岐阜県国民健康保険連合会（11月）
静岡県（10月）	静岡県（1月） 静岡県国民健康保険連合会（1月） 磐田市（1月）
愛知県（11月） 愛知県国民健康団体連合会（11月）	愛知県（11月）

三重県（12月） 三重県国民健康保険団体連合会（12月）	三重県（12月）
---------------------------------	----------

4. 後期高齢者医療広域連合が行う業務及び市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務の助言、指導監督について

（1）概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方などを対象として、平成20年4月に創設された医療保険制度です。制度の運営は、各都道府県単位ですべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行っています。

東海北陸厚生局では、管内各県、各後期高齢者医療広域連合、各市町村並びに各県国民健康保険団体連合会に対する助言及び指導監督を行っています。

（2）対象

東海北陸厚生局管内各県、各後期高齢者医療広域連合、各市町村並びに各県国民健康保険団体連合会

（3）実績

令和6年度	令和7年度
富山県（12月） 富山県後期高齢者医療広域連合（12月）	富山県（12月） 富山県後期高齢者医療広域連合（12月）
令和6年能登半島地震を考慮し、実施を見合わせました。	石川県（9月） 石川県後期高齢者医療広域連合（9月）
岐阜県（11月） 岐阜県後期高齢者医療広域連合（11月）	岐阜県（11月） 岐阜県後期高齢者医療広域連合（11月）
静岡県（10月） 静岡県後期高齢者医療広域連合（10月）	静岡県（1月） 静岡県後期高齢者医療広域連合（1月）
愛知県（11月） 愛知県後期高齢者医療広域連合（11月）	愛知県（11月） 愛知県後期高齢者医療広域連合（11月）
三重県（12月） 三重県後期高齢者医療広域連合（12月）	三重県（12月） 三重県後期高齢者医療広域連合（12月）

5. 社会保険診療報酬支払基金が行う業務の監督について

(1) 概要

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）では、保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険（国及び地方の公務員や会社の従業員などの被保険者及びその被扶養者である家族が加入）及び公費等に係る診療報酬の審査・支払業務を行っています。

東海北陸厚生局では、社会保険診療報酬支払基金法に基づき、支払基金の行う業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、管内6県の審査委員会事務局の監査を実施しています。

（一口メモ）～審査・支払業務～

被用者保険に加入している被保険者や被扶養者である家族が、病気になったりケガをしたりして保険医療機関で治療を受けると、その医療費は患者負担分を除き「診療報酬」という形で保険医療機関等から支払基金に請求されます。

支払基金は保険医療機関等から請求された診療報酬について、明細書の内容を審査した後、各保険者（全国健康保険協会、健康保険組合及び共済組合など）に診療報酬を請求し、各保険医療機関等に支払を行います。

(2) 実績

令和6年度	令和7年度
岐阜審査委員会事務局（11月） 富山審査委員会事務局（11月）	愛知審査委員会事務局（12月） 三重審査委員会事務局（12月）

※ 支払基金は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）で、東京都に本部を設置しています。また、組織改革により令和4年10月1日からは、各都道府県に設置されていた支部を廃止したうえで、全国14か所の審査事務センター・分室を設置するとともに、各都道府県の審査委員会の審査補助を担う拠点として審査委員会事務局を設置しています。

なお、令和8年10月1日より医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（略称：DX審査支払機構）に名称が変更されます。

医療課

医療課は、東海北陸厚生局管内（6県）事務所等（以下「事務所等」という。）が行う業務に関する事務の指導及び監督や、特定機能病院及び臨床研究中核病院に対し医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査などを実施しています。

1. 事務所等が行う業務に関する事務の指導及び監督について

（1）概要

ア 事務所等が行う業務（保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督など）に関する事務の指導及び監督を行っています。

イ 特に、事務所等が保険医療機関・保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）及び保険医・保険薬剤師（以下「保険医等」という。）に対して行う保険診療、保険請求等に関する指導及び監査業務について、適切かつ円滑に実施できるよう、厚生労働本省とも連絡調整のうえ、指導及び監督を行っています。

ウ 事務所等が単独で指導を実施することが困難な特殊又は大規模な事案及び監査については、業務を円滑に実施できるよう、医療課も共同して実施しています。

（2）実績

以下の会議等を開催し、事務所等に対する事務の指導及び監督を行いました。

○事務所長会議	令和7年6月27日、令和8年2月10日
○指導医療官事務打合せ	令和7年7月4日
○保険指導薬剤師事務打合せ	令和8年1月27日（WEB開催）
○保険指導看護師及び 適時調査担当者事務打合せ	令和7年11月18日（WEB開催）
○業務指導	令和7年10月19日～令和7年12月8日

2. 医療法に基づく立入検査について

(1) 概要

ア 承認を受けた特定機能病院又は臨床研究中核病院が、医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、医療安全等又は特定臨床研究の実施等について適正な管理が行われているか、医療法第 25 条第 3 項に基づき、原則として年 1 回、立入検査を実施しています。

イ 医療事故等が発生した場合において、特定機能病院及び各自治体等から速やかな情報収集と指導・助言を実施しています。

(一〇メモ) ～特定機能病院・臨床研究中核病院～

○特定機能病院

特定機能病院は、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価並びに高度の医療に関する研修を実施する能力を備えた病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものとして、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。

現在、全国で 88 の病院が承認されており、東海北陸厚生局管内では 12 の病院が承認されています。(令和 8 年 3 月 31 日現在)

○臨床研究中核病院

日本発の革新的医薬品・医療機器の開発などに必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担う病院が臨床研究中核病院として医療法上に位置づけられています。

特定臨床研究(厚生労働省令で定める基準に従って行う臨床研究)に関する計画を立案、実施する能力を備えた病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものとして、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。

現在、全国で 16 の病院が承認されており、東海北陸厚生局管内では 1 病院が承認されています。(令和 8 年 3 月 31 日現在)

(2) 実績

立入検査（特定機能病院・臨床研究中核病院）の実績については、次のとおりです。

ア 実施施設 13 施設

イ 実施結果

① 文書による指導事項のあった施設 : 2施設

② 口頭による指導事項のあった施設 : 13施設

【①・②の内訳】

	指 導 事 項 等	指導事項数
1	医療に係る安全管理のための指針	3
2	医療に係る安全管理のための委員会	7
3	医療に係る安全管理のための従業員研修	1
4	医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策等	—
5	患者からの相談に適切に応じる体制の確保	—
6	院内感染防止対策	3
7	医薬品に係る安全管理のための体制の確保	—
8	医療機器に係る安全管理のための体制の確保	—
9	平成 28 年、平成 30 年及び令和 3 年改正省令事項等 （病院の管理・運営に関する事項、高難度新規医療技術に関する事項等）	6
10	血液製剤・輸血に係る管理体制	6
11	職員健康診断	4
12	特定臨床研究適正実施体制	4
13	その他	—

ウ 医療事故等情報の収集・助言等

令和 7 年度は、東海北陸厚生局管内の特定機能病院から 2 件の医療事故等の報告を受け、情報収集を行いました。これらについて、厚生労働本省へ情報提供するとともに、必要に応じて助言等を行っています。

調査課

調査課は、指導部門の業務を効率的・効果的に行うための調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関することや指導部門の保有する情報の公開の調整を行っています。

また、指導部門の所掌事務に係る訴訟対応を行っています。

1. 保険医療機関等に関する業務処理等を効率的に行うための情報の管理について

(1) 概要

ア 保険医療機関等管理システムを活用した事務の支援及び情報の管理を行っています。

(一ロメモ) ～保険医療機関等管理システム～

保険医療機関等及び保険医等からの指定・変更申請等に係る事務処理、指導監査、保険医療機関等の施設基準に係る届出をデータベース化し、関係団体への報告等を円滑に進めるためのシステムです。

イ 保険医療機関及び保険医療養担当規則等で定める定例報告に係る準備作業等を行っています。

(一ロメモ) ～定例報告～

保険医療機関等が、厚生労働大臣が定める事項について地方厚生局長に対し、定期的（毎年8月1日現在）に行う報告です。

ウ 東海北陸厚生局管内の保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する情報（指定状況等）をホームページに公開する業務を行っています。

東海北陸厚生局ホームページに公開する情報については、毎月、更新業務を行い、掲載しています。



2. 指導部門が保有する情報の公開の調整について

(1) 概要

指導部門の保有する行政文書の公開に係る調整を行っています。

(2) 実績

令和7年度における開示請求件数は98件で、結果は開示92件（部分開示を含む）、不開示3件、取下げ3件でした。

3. 指導部門の訴訟に関する業務について

(1) 概要

指導部門の訴訟に関する事務及び事務所・各関係機関との連絡調整を行っています。

(2) 実績

令和7年度における対応件数 3件

令和8年3月末現在対応件数 1件

4. 保険医療機関等への医療保険制度の留意点等の周知について

(1) 概要

保険医療機関等に対して、医療保険制度等についての周知徹底及び適正な報告・届出等の実施を目的とする、事業告知等の広報を行っています。

(2) 実績

令和7年度実績

	Instagram・ハイライト	YouTube
4月	○始めましょう!申請・届出のオンライン申請	
5月	○ベースアップ評価料について(計画書の提出) ○令和7年5月31日まで経過措置に係る施設基準の取扱いについて ○令和7年度における在宅データ提出加算の取扱いについて	
6月	○ベースアップ評価料届出勧奨 ○施設基準等の受理状況がHPでご確認いただけます!	○施設基準等の受理状況がHPでご確認いただけます!

7月	○施設基準等の受理状況チラシ ○定例報告のお届けをお忘れなく ○ベースアップ評価料実績報告提出勧奨	
8月	○定例報告のお届けをお忘れなく ○マイナ保険証利用促進について（被保険者向け）	
9月	○ベースアップ評価料の区分変更について(9月) ○マイナ保険証利用促進について（被保険者向け）	
10月	○妥結率の報告をお忘れなく！	○私たちをもっと守る、マイナ保険証 ～マイナ保険証を語る～ ○私たちをもっと守る、マイナ保険証 ～医療DXを語る～
11月	○私たちをもっと守る、マイナ保険証 ～未来へ向かう～ ○ベースアップ評価料の区分変更について(12月)	○私たちをもっと守る、マイナ保険証 ～未来へ向かう～
12月	○マイナ保険証の使い方 ○不審電話注意喚起 ○疑義解釈検索ツールの周知	
1月	○マイナ保険証利用促進 ○令和6年度に改善を求めた主な指摘事項 ○酸素の購入価格の届出をお忘れなく	○マイナ保険証利用促進
2月	○始めましょう!申請・届出のオンライン申請(ハイライト) ○ベースアップ評価料届出勧奨(ハイライト) ○ベースアップ評価料の区分変更について(3月) ○マイナ保険証利用促進	○ベースアップ評価料届出勧奨 ○マイナ保険証利用促進
3月	○改定時集団指導の動画視聴案内 ○訪看_改定時集団指導の動画視聴案内 ○健康保険証の有効期限終了のお知らせ(ハイライト) ○マイナ保険証利用促進 ○疑義解釈通知案内その1（ハイライト）	○令和8年度診療報酬改定動画 ○令和8年度訪看費用改定動画 ○マイナ保険証利用促進



Instagram



YouTube



指導監査課／事務所

指導監査課及び事務所は、保険医療機関等からの各種届出の受付・処理や保険医療機関等への指導監査を行っています。また、東海北陸地方社会保険医療協議会部会の運営を行い、保険医療機関等の指定業務を行っています。

「指導監査課」は愛知県を管轄し、「事務所」は富山県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県の各県内に設置され、それぞれの県域を管轄しています。

1. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定について

(1) 概要

健康保険法に基づく保険医療機関等及び指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関において健康保険の診療に従事する保険医及び保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師の登録を行っています。

ア 保険医療機関等の指定

医療機関又は薬局が健康保険法等の公的医療保険の療養の給付の取扱いを行うためには、厚生労働大臣の指定を受けることになります。

この指定を受けた医療機関を保険医療機関、薬局を保険薬局といいます。地方厚生局が健康保険法に基づく保険医療機関等の指定を行おうとする場合は、地方社会保険医療協議会に諮問しなければならないこととされています。

イ 保険医等の登録

保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（「保険医」という。）又は薬剤師（「保険薬剤師」という。）でなければならないとされています。

ウ 指定訪問看護事業者の指定

訪問看護事業者が健康保険法に基づく訪問看護事業を行うためには、厚生労働大臣による指定訪問看護事業者の指定を受ける必要があります。

(2) 対象

- ア 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医療機関及び薬局
- イ 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医師、歯科医師及び薬剤師
- ウ 健康保険法による訪問看護事業を行っている（行おうとする）訪問看護事業者

(3) 実績

令和7年度の保険医療機関等の指定状況は、次のとおりです。

（単位：機関）

県名		医科	歯科	薬局	指定訪問看護事業所
富山県	指定	22	17	18	10
	更新	76	34	70	
石川県	指定	28	9	23	11
	更新	87	41	90	
岐阜県	指定	46	26	54	45
	更新	130	80	129	
静岡県	指定	88	42	99	54
	更新	251	160	254	
愛知県	指定	275	118	229	167
	更新	525	354	406	
三重県	指定	43	18	39	32
	更新	132	70	140	
管内計	指定	502	230	462	319
	更新	1,201	739	1,089	

2. 施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出等について

(1) 概要

- ア 厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等に係る保険医療機関等からの届出について、審査、受理等を行っています。
- イ 施設基準等の届出を受理した保険医療機関等を対象として、施設基準等の適合確認のための調査を行っています。（適時調査）

(2) 実績

適時調査の実施状況は、次のとおりです。

(単位：機関)

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県	医科	40	48	42
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	40	48	42
県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
静岡県	医科	43	46	45
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	43	46	45
県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
石川県	医科	53	60	51
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	53	60	51
県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
愛知県	医科	82	56	19
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	82	56	19
県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
岐阜県	医科	50	38	34
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	50	38	34
県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
三重県	医科	38	38	39
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	38	38	39
県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
管内計	医科	306	286	230
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	306	286	230

3. 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等に対する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

保険医療機関等及び保険医等に「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療等の取扱い、診療報酬等の請求方法並びに保険医療の事務取扱等を周知徹底し、保険診療・保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

集団指導は、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 集団的個別指導

集団的個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して講習等の方式により行います。

(ウ) 個別指導及び新規個別指導

個別指導及び新規個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

保険医療機関等の行う療養の給付が、法令の規定に従って適正に実施されているか、診療報酬等の請求が適正であるかなどを確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査等の実績は、次のとおりです。

ア 集団指導

(単位：機関)

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県	医科	114	162	208
	歯科	93	106	118
	薬局	94	74	112
	指定訪問 看護事業所	7	14	6
	計	308	356	444

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
静岡県	医科	483	508	385
	歯科	413	438	224
	薬局	325	331	311
	指定訪問 看護事業所	32	44	0
	計	1,253	1,321	920

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
石川県	医科	183	187	124
	歯科	99	95	91
	薬局	90	109	75
	指定訪問 看護事業所	12	9	12
	計	384	400	302

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
愛知県	医科	970	1,082	883
	歯科	487	1,115	678
	薬局	563	572	564
	指定訪問 看護事業所	126	139	147
	計	2,146	2,908	2,272

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
岐阜県	医科	24	559	262
	歯科	18	444	208
	薬局	44	328	198
	指定訪問 看護事業所	26	29	41
	計	112	1,360	709

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
三重県	医科	225	261	247
	歯科	146	176	175
	薬局	123	118	151
	指定訪問 看護事業所	23	28	24
	計	517	583	597

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
管内計	医科	1,999	2,759	2,109
	歯科	1,256	2,374	1,494
	薬局	1,239	1,532	1,411
	指定訪問 看護事業所	226	263	230
	計	4,720	6,928	5,244

イ 集団的個別指導

(単位：機関)

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県	医科	37	22	30
	歯科	35	32	35
	薬局	37	39	37
	計	109	93	102

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
静岡県	医科	146	78	162
	歯科	138	95	123
	薬局	135	127	144
	計	419	300	429

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
石川県	医科	41	27	38
	歯科	38	35	38
	薬局	41	42	41
	計	120	104	117

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
愛知県	医科	269	157	301
	歯科	288	142	272
	薬局	248	268	261
	計	805	567	834

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
岐阜県	医科	71	46	88
	歯科	74	28	59
	薬局	74	76	76
	計	219	150	223

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
三重県	医科	64	51	82
	歯科	64	28	57
	薬局	60	64	65
	計	188	143	204

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
管内計	医科	628	381	701
	歯科	637	360	584
	薬局	595	616	624
	計	1,860	1,357	1,909

ウ 個別指導

(単位：機関)

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県	医科	7	5	5
	歯科	4	7	5
	薬局	4	4	13
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	15	16	23

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
静岡県	医科	13	8	9
	歯科	0	2	8
	薬局	11	8	13
	指定訪問 看護事業所	1	0	1
	計	25	18	31

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
石川県	医科	7	6	10
	歯科	4	1	3
	薬局	6	0	6
	指定訪問 看護事業所	0	1	0
	計	17	8	19

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
愛知県	医科	35	36	30
	歯科	20	33	45
	薬局	31	34	30
	指定訪問 看護事業所	0	1	3
	計	86	104	108

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
岐阜県	医科	20	18	16
	歯科	7	5	8
	薬局	19	13	18
	指定訪問 看護事業所	1	2	3
	計	47	38	45

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
三重県	医科	4	0	7
	歯科	6	6	14
	薬局	5	4	12
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	15	10	33

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
管内計	医科	86	73	77
	歯科	41	54	83
	薬局	76	63	92
	指定訪問 看護事業所	2	4	7
	計	205	194	259

工 新規個別指導

(単位：機関)

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県	医科	13	12	15
	歯科	4	6	4
	薬局	37	26	21
	計	54	44	40

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
静岡県	医科	43	61	49
	歯科	29	32	31
	薬局	66	64	64
	計	138	157	144

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
石川県	医科	20	21	12
	歯科	6	6	10
	薬局	22	24	17
	計	48	51	39

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
愛知県	医科	144	164	175
	歯科	85	87	81
	薬局	182	157	124
	計	411	408	380

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
岐阜県	医科	42	24	28
	歯科	14	21	21
	薬局	31	48	37
	計	87	93	86

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
三重県	医科	27	10	33
	歯科	13	9	11
	薬局	27	24	32
	計	67	43	76

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
管内計	医科	289	292	312
	歯科	151	161	158
	薬局	365	343	295
	計	805	796	765

才 監査

(単位：機関)

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
静岡県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
石川県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
愛知県	医科	0	0	1
	歯科	1	2	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	1
	計	1	2	2

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
岐阜県	医科	0	1	1
	歯科	0	1	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	2	1

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
三重県	医科	1	1	0
	歯科	1	0	0
	薬局	1	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	3	1	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
管内計	医科	1	2	2
	歯科	2	3	0
	薬局	1	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	1
	計	4	5	3

4. 柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの登録及び承諾について

(1) 概要

柔道整復師の施術に係る受領委任の取扱い等に関する柔道整復師からの届出・申出について、審査等を行っています。

(2) 受領委任の取扱いの登録及び承諾状況

(令和8年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	施術管理者 (単位：人)
富山県	469	464
石川県	419	417
岐阜県	806	801
静岡県	1,109	1,106
愛知県	2,355	2,353
三重県	420	417
管内計	5,578	5,558

5. 柔道整復師の施術に係る療養費に関する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」等に定められている柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任の取扱い、療養費の請求事務等に関する適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

受領委任の取扱い等を登録・承諾した柔道整復師を対象として、一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となる柔道整復師に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

受領委任の取扱いにより療養費を請求する柔道整復師等に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が実際に行われているか確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査の実績は、次のとおりです。

(単位：人)

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県	集団指導	12	3	12
	個別指導	0	0	0
	計	12	3	12
	監査	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
静岡県	集団指導	57	39	56
	個別指導	1	2	0
	計	58	41	56
	監査	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
石川県	集団指導	10	7	5
	個別指導	0	0	0
	計	10	7	5
	監査	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
愛知県	集団指導	39	126	103
	個別指導	2	1	0
	計	41	127	103
	監査	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
岐阜県	集団指導	27	23	13
	個別指導	1	1	0
	計	28	24	13
	監査	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
三重県	集団指導	20	16	16
	個別指導	0	0	0
	計	20	16	16
	監査	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
管内計	集団指導	165	214	205
	個別指導	4	4	0
	計	169	218	205
	監査	0	0	0

6. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いの承諾について

(1) 概要

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の受領委任の取扱い等に関するはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師からの申出について、審査等を行っています。

(2) 受領委任の取扱いの承諾状況

(令和8年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	施術管理者 (単位：人)
富山県	171	173
石川県	181	183
岐阜県	494	498
静岡県	882	891
愛知県	2,513	2,580
三重県	337	351
管内計	4,578	4,676

7. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」等に定められている受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任の取扱い、療養費の請求事務等に関する質的向上及び適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

受領委任の取扱い等を承諾したはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師を対象として、一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となるはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

受領委任の取扱いにより療養費を請求するはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師等に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が実際に行われているか確認することを目的として監査を行っています。

（２）実績

指導及び監査の実績は、次のとおりです。

（単位：人）

県名		令和４年度	令和５年度	令和６年度
富山県	集団指導	0	9	5
	個別指導	0	0	0
	計	0	9	5
	監査	0	0	0
県名		令和４年度	令和５年度	令和６年度
静岡県	集団指導	18	24	32
	個別指導	0	0	0
	計	18	24	32
	監査	0	0	0
県名		令和４年度	令和５年度	令和６年度
石川県	集団指導	4	8	2
	個別指導	0	0	0
	計	4	8	2
	監査	0	0	0
県名		令和４年度	令和５年度	令和６年度
愛知県	集団指導	114	130	115
	個別指導	0	2	0
	計	114	132	115
	監査	0	0	0
県名		令和４年度	令和５年度	令和６年度
岐阜県	集団指導	15	11	13
	個別指導	0	0	0
	計	15	11	13
	監査	0	0	0
県名		令和４年度	令和５年度	令和６年度
三重県	集団指導	15	10	12
	個別指導	0	0	0
	計	15	10	12
	監査	0	0	0
県名		令和４年度	令和５年度	令和６年度
管内計	集団指導	166	192	179
	個別指導	0	2	0
	計	166	194	179
	監査	0	0	0

８．地方社会保険医療協議会部会の運営について

（１）概要

東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則に基づき、保険医療機関等の指定について審議するため、東海北陸地方社会保険医療協議会の部会を管内県域ごとに設置しており、指導監査課及び事務所ではその庶務を行っています。

（２）実績

県域ごとに毎月１回部会を開催しています。

麻薬取締部

麻薬取締部の職員は、刑事訴訟法の規定に基づく特別司法警察員としての権限をもち、薬物犯罪の捜査を行っています。また、医療用麻薬等を扱う施設に対する監督・指導、薬物乱用防止啓発活動に関する業務なども行っています。

1. 薬物乱用防止のための啓発活動について

(1) 概要

薬物乱用をさせないためには、新たな乱用者を生み出さない社会環境を構築することが重要です。

このため、麻薬取締部では、薬物乱用の危険性を熟知している麻薬取締官や麻薬取締官のOBが、学校の児童・生徒や教師等を対象とした薬物乱用防止教室の講師として講演活動を行っています。

(2) 実績

ア 小・中学校、高校における薬物乱用防止教室、各種研修会や講習会に麻薬取締部の職員を講師として26回派遣し、合計約8,000人を対象に麻薬・覚醒剤等に関する正しい知識の普及等の啓発活動を実施しました。

【薬物乱用防止教室】



【麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動静岡大会】



イ 11月、静岡県沼津市において

麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動静岡大会を開催しました。大会では約600人の参加者を迎え薬物乱用防止功労者に対する厚生労働大臣表彰及び厚生労働省医薬局長表彰が行われたほか、夜回り先生として全国で活動を行う水谷修氏の特別講演、沼津学園桐陽高校ダンス部によるダンスステージ、薬物乱用をなくすための環境づくりを柱とする大会宣言が行われました。なお、「薬物乱用防止のための啓発活動」に係るこれまでの取り組みは、東海北陸厚生局ホームページに掲載しています。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/gyomu/mayaku_boshi/index.html

2. 再乱用防止対策について

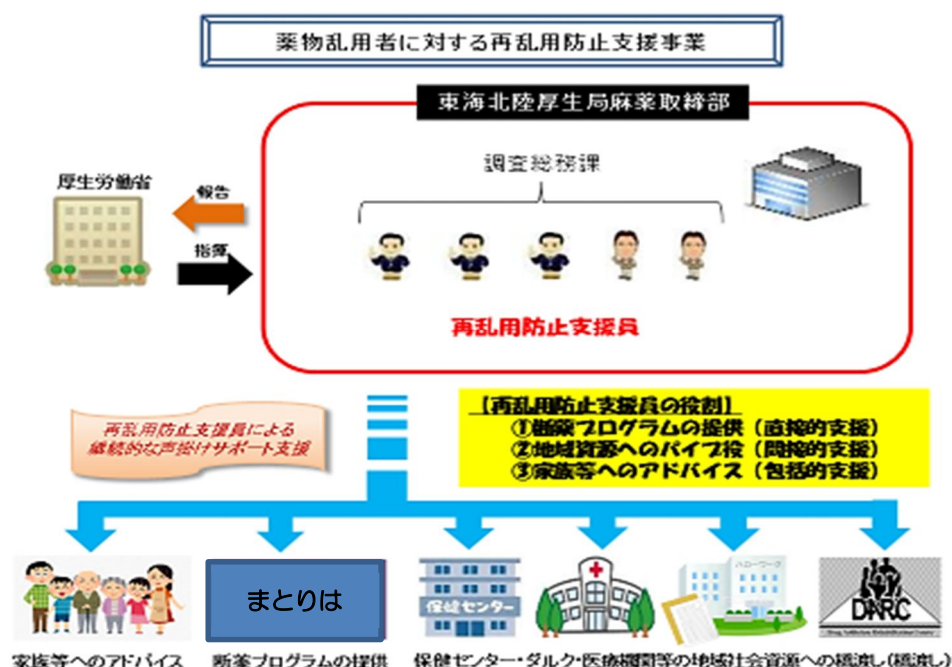
(1) 概要

麻薬取締部では、薬物の再乱用防止活動に携わる全ての方々を対象にした再乱用防止対策講習会を、また、薬物中毒対策に携わる機関の職員を対象とした薬物中毒対策連絡会議を、それぞれ開催しています。このほか、麻薬取締部等で検挙した初犯者のうち希望者を対象に、再乱用防止支援プログラムを実施しています。

令和元年8月からは、薬物依存からの回復を目的に、対象者をしぼらず、専門の資格を有する再乱用防止支援員による支援を開始しました。面接等を通じて対象者に薬物の再乱用をさせないよう助言・指導を行う他、プログラムに参加した対象者の家族に対しても、必要に応じ支援を行っています。プログラム対象者には、認知行動療法に基づく専用の自習用ワークブック「まとりは」等を提供し、また、その家族には、薬物依存に対する理解を深めてもらうため、厚生労働本省が作成した家族読本など資料の提供・説明を行っています。麻薬取締部では、過去に薬物の乱用の経験があり、今後、薬物の乱用を行わないための支援を求めるご本人や家族からの相談や、他の支援機関などから当部の薬物乱用防止支援に関する問い合わせに応じるための相談業務を実施しています。

薬物再乱用防止支援相談窓口：052-951-6920

(受付時間 平日 午前9時から午後5時まで)



（２）実績

ア １０月、富山市において薬物再乱用防止に取り組む関係者（薬物依存症治療の専門家、厚生労働本省の職員、管内の精神保健指定医、県市職員、精神保健福祉センター職員、保護観察官、矯正施設職員、麻薬取締部）合計５０名が出席し、薬物再乱用防止に向け、地域における関係機関の取組みについて情報共有することを目的とした薬物中毒対策連絡会を開催しました。

イ 前記連絡会議に併せ、１０月、富山市において薬物依存症治療の専門家、全国薬物依存症者家族会連合会等を講師として、薬物再乱用防止に関する知識の普及を図ることを目的とした再乱用防止対策講習会を開催し、一般の方を含む約７０名の方が参加しました。

３．相談業務について

（１）概要

薬物乱用対策には、薬物乱用者やその家族等の抱える問題に対して、幅広く相談の機会を設け、適切な助言と迅速な対応を行うことが重要です。

このため、麻薬取締部では、専用電話や面接による相談業務を実施しています。

麻薬・覚醒剤相談電話番号：０５２－９６１－７０００

（受付時間 平日 午前９時から午後５時４５分）

薬物に関する情報提供（厚生労働省地方厚生局麻薬取締部ウェブサイト）

<https://www.ncd.mhlw.go.jp/form/mail/mail.html>

（２）実績

麻薬・覚醒剤等薬物相談電話や来部等による相談受理件数は、２９０件でした。

相談内容は、覚醒剤の乱用に関するものが７６件と最も多く、次に大麻の乱用に関するものが７３件でした。



4. 薬物事犯の取締りについて

(1) 概要

全国の捜査機関による令和 7 年の薬物事犯検挙人員は、前年から約 1,000 人増加し約 15,000 人となりました。

このうち、覚醒剤は約 6,500 人、大麻事犯は約 7,000 人と、ともに前年から増加しました。

また、麻薬事犯（大麻を除く）は約 1,500 人と過去 10 年間で最多となりました。

【規制薬物例】



(2) 実績

ア 麻薬取締部による令和 7 年の薬物法令違反検挙数は、89 人（前年 97 人）です。

イ 以下は主な捜査事例です。

(ア) 麻薬密輸入事犯

名古屋税関と共同で捜査を実施し、麻薬を密輸入した外国人組織の実行犯を逮捕しました。

(イ) 大麻草違法栽培事犯

他捜査機関と合同捜査を行い、三重県内において大麻草を営利目的で栽培していた者を検挙しました。

(ウ) SNS を利用した規制薬物密売事件

サイバーパトロールを随時実施して薬物密売人に対する捜査を実施しました。

* (1)、(2) の人員件数は令和 7 年 1 月～12 月の数値

（一〇メモ）～薬物乱用防止五か年戦略～

厚生労働本省は、関係閣僚で構成される薬物乱用対策推進会議で、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、政府一丸となった総合的な薬物乱用防止対策を実施しています。

【厚生労働本省薬物乱用対策ウェブサイト】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubutsuranyo_u_taisaku/index.html

5. 麻薬取扱者・向精神薬営業者等に対する指導、監督について

(1) 概要

麻薬は、正しく用いられれば医療上極めて有用な反面、その使用方法を誤ると、乱用者個人の健康だけでなく、各種犯罪の原因となるなど、社会全体に危害をもたらすおそれがあります。

このため、我が国では、麻薬等の輸入、輸出、製造等について免許制にするなど必要な指導・取締りを行うことにより、麻薬等の乱用による保健衛生上の危害の防止を図っています。

麻薬取締部では、医薬品である麻薬、向精神薬や覚醒剤原料など、その円滑な流通を確保するため、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、向精神薬輸入・輸出業者等に対する免許事務や、麻薬の携帯輸出入等の許可事務、麻薬向精神薬原料の輸出入に関する届出受理事務に加え、法改正により大麻草研究栽培者や大麻草の加工許可に係る許認可事務などを行うとともに、不正ルートへの流出を防止するため、これらを取り扱う施設に対し、随時立入検査を実施しています。

また、麻薬や向精神薬の密造に利用される可能性のある物質を取り扱う事業者に対しては、不正な製造に利用されないことがないように、取引先における利用方法を確認し、不審な取引があった場合には、すぐに届出を行うように指導しています。

(2) 実績

管内52か所の麻薬取扱施設、覚醒剤原料取扱施設及び向精神薬取扱施設に対して、立入検査を実施し、麻薬等の適正管理に関する監視・指導を行いました。

令和7年度の医師や医療機関に対する事件送致は3件2名でした。

【医療機関に対する立入検査の様様】



(一〇メモ) ～麻薬取締官～

麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、薬物乱用防止を使命とし、刑事訴訟法に基づく司法警察員として薬物犯罪の捜査を行います。その他、医療用麻薬などの適正使用推進をはじめ、麻薬等の正規流通の指導・監督も実施します。

また、薬物乱用者の社会復帰を目的とした本人やその家族に対する助言や青少年等に対する薬物乱用防止啓発活動も積極的に取り組んでいます。